

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

次

ページ

告 示

○北海道地域総合整備資金の徴収事務の委託	(地域政策課)	一五
○帯広市稲田川西土地地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に関する公聴会の開催	(環境政策課)	一五
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請	(生活振興課)	一六
○平成十四年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等の決定(保健福祉部所管分 その三)	(保健福祉部総務課)	一九
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正	(保健福祉部総務課)	二〇
○北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式の一部改正	(農政課)	二一
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	三六
○道営土地改良事業の工事の完了	(土地改良指導課)	三六
○漁船保険付保義務の発生のための同意の認定	(水産経営課)	三八
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	三八
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定	(治山課)	三八
○公共測量の実施の通知(二件)	(建設部総務課)	三八
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の開始	(道路計画課)	三八
○道路の区域の変更(四件)	(道路整備課)	三九
○道路の供用の開始	(道路整備課)	四〇
○道路の区域の変更及び供用の開始(二件)	(道路整備課)	四〇
○公有水面の埋立ての免許の出願(二件)	(砂防災害課)	四一
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	四三
公 表		
○知事表彰の受賞者	(人事課)	四七
支庁告示		
○貸金業の規制等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し		四八
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(三件)		四八
札幌医科大学告示		
○一般競争入札の実施		四九

道教育庁留萌教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道教育庁日高教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示

道監査委員告示

○北海道監査委員規程の一部改正

○北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程の一部改正

道監査委員公表

○監査公表第八号

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等に関する告示

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示(二件)

告

示

北海道告示第1439号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、平成14年度貸付
けの北海道地域総合整備資金に係る徴収事務を平成14年8月26日から次の者に委託した。

平成14年9月6日

1 受託者の名称	財団法人 地域総合整備財団	北海道知事 堀 達 也
2 所 在 地	東京都千代田区平河町2丁目5番6号	

北海道告示第1440号

帯広市稲田川西土地地区画整理事業環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)につい
て道民その他の者の環境保全の見地からの意見を聴くため、公聴会を次のとおり開催する。

平成14年9月6日

1 公聴会の日時、場所等	北海道知事 堀 達 也
(1) 日 時	平成14年10月16日(水)午後6時30分から
(2) 場 所	帯広市役所10階 第6会議室(帯広市西5条南7丁目1番地)

2 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 事業者の名称	帯広市稲田川西土地地区画整理組合設立準備委員会
(2) 代表者の氏名	有塚利宣

第1397号

報 公 開 規 則

(3) 事務所の所在地 帯広市西2条南34丁目23-1 3 対象事業の名称、種類及び規模 (1) 名 称 帯広市稲田川西土地区画整理事業 (2) 種 類 土地区画整理事業 (3) 規 模 88.1ha 4 対象事業が実施されるべき区域 帯広市稲田町基線、東1線、東2線の各一部及び川西町基線、東1線、西1線の各一部 5 関係地域の範囲 帯広市 6 公述人の決定等の手続 (1) 公 述 の 申 出 公聴会において準備書について環境保全の見地からの意見を述べようとする者は、公聴会において意見を述べたい旨及び意見の概要並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面を平成14年9月30日(月)までに、知事(札幌市中央区北3条西6丁目(専用郵便番号 060-8588)北海道環境生活部環境室環境政策課)に対し、申し出るものとする。 (2) 公述人の決定 知事は、(1)による申出をした者及び学識経験のある者のうちから公述人を定め、その公述人にその旨を通知する。 7 傍聴人の収容人数その他公聴会の開催に必要な事項 (1) 収容人員は、おおむね100人である。 (2) 公聴会は、知事の指名する職員(以下「議長」という。)が主宰する。 (3) 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。 (4) 各公述人の発言時間は、それぞれ15分以内とする。ただし、公述人が多数に及ぶときは、発言時間を短縮することがある。 (5) 公述人の発言は、準備書の記載事項以外の事項について発言してはならない。 (6) 議長は、公述人が、準備書の記載事項以外の事項について若しくは定められた時間の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。 (7) 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、公述人が事故その他やむを得ない事情により公聴会に出席できないと認められるときは、議長は、文書で意見を提出させ、職員にその朗読をさせることができる。 (8) 議長は、公述人に対し質疑をすることができる。 (9) 公述人は、質疑をすることができない。 (10) 公聴会の議事を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴券の交付を受けなければならない。	(11) 傍聴券は、公聴会の当日、所定の受付で先着順により交付する。 (12) 議長は、事故の防止その他必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限することができる。 (13) 傍聴人は、公聴会において発言することができない。 (14) 議長は、公聴会の秩序を維持するためが必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。 8 公聴会の中止 公述の申出がない場合等には公聴会を中止する。 9 公聴会に関する照会先 北海道環境生活部環境室環境政策課 札幌市中央区北3条西6丁目 電話 (011) 231-4111 (内線) 24-236
(3) 事務所の所在地 帯広市西2条南34丁目23-1 3 対象事業の名称、種類及び規模 (1) 名 称 帯広市稲田川西土地区画整理事業 (2) 種 類 土地区画整理事業 (3) 規 模 88.1ha 4 対象事業が実施されるべき区域 帯広市稲田町基線、東1線、東2線の各一部及び川西町基線、東1線、西1線の各一部 5 関係地域の範囲 帯広市 6 公述人の決定等の手続 (1) 公 述 の 申 出 公聴会において準備書について環境保全の見地からの意見を述べようとする者は、公聴会において意見を述べたい旨及び意見の概要並びに住所、氏名及び電話番号を記載した書面を平成14年9月30日(月)までに、知事(札幌市中央区北3条西6丁目(専用郵便番号 060-8588)北海道環境生活部環境室環境政策課)に対し、申し出るものとする。 (2) 公述人の決定 知事は、(1)による申出をした者及び学識経験のある者のうちから公述人を定め、その公述人にその旨を通知する。 7 傍聴人の収容人数その他公聴会の開催に必要な事項 (1) 収容人員は、おおむね100人である。 (2) 公聴会は、知事の指名する職員(以下「議長」という。)が主宰する。 (3) 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。 (4) 各公述人の発言時間は、それぞれ15分以内とする。ただし、公述人が多数に及ぶときは、発言時間を短縮することがある。 (5) 公述人の発言は、準備書の記載事項以外の事項について発言してはならない。 (6) 議長は、公述人が、準備書の記載事項以外の事項について若しくは定められた時間の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。 (7) 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、公述人が事故その他やむを得ない事情により公聴会に出席できないと認められるときは、議長は、文書で意見を提出させ、職員にその朗読をさせることができる。 (8) 議長は、公述人に対し質疑をすることができる。 (9) 公述人は、質疑をすることができない。 (10) 公聴会の議事を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴券の交付を受けなければならない。	北海道告示第1441号 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。 平成14年9月6日 1(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成14年7月22日 北海道知事 堀 達 也 (2) 特定非営利活動法人の名称 あいあいテレビ放送 (3) 代 表 者 の 氏 名 外崎 欣一 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市白石区本通9丁目北4番41号 (5) 定款に記載された目的 この法人は、福祉活動やボランティアの情報をインターネットテレビ放送を通じて広く提供し、人と人をつなぎ、活動をつなぐことにより、さまざまな非営利の法人及び市民団体の活動援助、支援に寄与することを目的とする。 2(1) 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成14年7月23日 (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道ボランティアアコデーナー協会 (3) 代 表 者 の 氏 名 中田 清 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市中央区南2条西10丁目 ジムテル210ビル7階 (5) 定款に記載された目的 この法人は、ボランティアアコデーナーの推進振興を通して、ボランティアアコデーナー及び一般市民に対して、ボランティア振興に関する事業を行うことで、北海道のボランティア運動に寄与すること

とを目的とします。同時に、ボランティアコーディネーターを社会的に認知させ専門職としての市民権の獲得を目指し、現代社会における「生存と共生」のための意識変革を求め、同じ想いを持つ人達とネットワークしつつ、自らの資質向上、そしてプロフェッショナルな意識と誇りとそして自信を培い、北海道の新しいボランティアの時代の創造に寄与することを目的とします。		(3) 代 表 者 の 氏 名 関口 逸馬 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市豊平区月寒東2条3丁目11番14号 (5) 定款に記載された目的 本会は、産業技術水準の高揚と北海道経済の向上に寄与するとともに、次世代人材の育成を推進し、健全で豊かなまちづくり、福祉の増進、環境の保全、国際協力などの公益の増進に貢献するために、会員の有する産業技術に関する経験と知識による幅広い調査・研究及び一般市民を対象とした産業技術に関する普及・啓発、教育活動を行うとともに、新しい起業や現在の事業の拡大を計画している人たちにに対する助言並びに支援協力に関する事業を行うことを目的とする。	
3(1) 申請のあった年月日 平成14年7月23日 (2) 特定非営利活動法人の名称 アジア塾 (3) 代表者の氏名 大崎 満 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市厚別区厚別東4条5丁目4番7号 (5) 定款に記載された目的 この法人は、環境調査・文化交流など、様々なアジア地域社会との共同プロジェクトを立ち上げ、実行することを通じて、自立しようとする人間を育てる社会の仕組みづくりの推進を図り、国際的な南北問題の解決を目指すことを目的とする。		6(1) 申請のあった年月日 平成14年8月9日 (2) 特定非営利活動法人の名称 日本スカイウオークゴルフ協会 (3) 代表者の氏名 木村 俊嗣 (4) 主たる事務所の所在地 札幌市東区東苗穂2条3丁目4番48号 (5) 定款に記載された目的 この法人は、スポーツ愛好者に対して、スカイウオークゴルフの普及・啓発・プレー環境の整備の事業を行い、これらを通じて地域におけるスポーツの振興とスポーツを通じた地域交流の促進や地域住民の健康維持増進に寄与することを目的とする。	
4(1) 申請のあった年月日 平成14年7月30日 (2) 特定非営利活動法人の名称 ぶどうの木 (3) 代表者の氏名 内田 晁 (4) 主たる事務所の所在地 旭川市昭和4条5丁目7番9号 (5) 定款に記載された目的 この法人は、心身に機能的制約状態を有していても、高齢で身体が動きづらくなっても、その人が人間としての品位を生きることができるように、旭川市及びその周辺で生活する高齢者又は機能的制約者及びその家族に対し、その方々の要望にあった福祉サービスを提供する事業を行うとともに、これらの活動を通して、総合的な視点から支援できる福祉の人材育成に取り組み、もって地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。		7(1) 申請のあった年月日 平成14年8月12日 (2) 特定非営利活動法人の名称 いきいき生活支援夢という (3) 代表者の氏名 麻生 和子 (4) 主たる事務所の所在地 河西郡中札内村東4条南1丁目12番地 (5) 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者、障害児・者、子ども等何らかの援助を必要としている住民に対して、在宅での生活が継続していけるようなサービスを提供することによって、地域生活支援の充実に寄与することを目的とする。	
5(1) 申請のあった年月日 平成14年8月9日 (2) 特定非営利活動法人の名称 北海道産業技術支援協会		8(1) 申請のあった年月日 平成14年8月13日 (2) 特定非営利活動法人の名称 エヌピーオー太陽 (3) 代表者の氏名 山本 努	

(4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	函館市亀田本町33番6号 この法人は、子どもから高齢者までの誰もが、安心して生き生きと暮らせるよう、託児所及びフリースクールの運営など子どもの健全育成や社会教育に関する事業並びに高齢者の生きがいづくり事業及び高齢者介護事業など的高齢者保健、福祉に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
9(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成14年8月14日 ウイメンズネット函館 古川満寿子 函館市杉並町20番29号 この法人は、女性の人権侵害を拒否し、自立と地位の向上を旨めざし、差別と偏見のない平等な世界の実現に寄与することを目的とする。
10(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成14年8月16日 オフイスボケット 古賀 千秋 札幌市厚別区厚別北1条1丁目13番35号 サニータウソ・ウエスト館101号 この法人は、日常生活の中で抱えるさまざまな問題解決のため、介護、家事援助、育児支援等、その時々に応じた方法で、柔軟に対応する幅広い生活支援を行ない、地域の福祉発展に寄与する事を目的とする。
11(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成14年8月20日 北日本エナジイ問題調査会 後藤 光造 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23 北海道通信ビル902 この法人は、エネルギーが私達の生活の安定向上並びに我が国経済の発展に欠くことのできないものであり、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことに鑑み、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合等、我が国内外の、とくに北日本に係るエネルギーに関する諸問題について調査研究及び情報の収集、提供等を行うとともに、それらの諸問題についての提言、要望等及び関連諸活動を実践し、もって、わが国経済、社会の発展と、地域及び地球の環境の保全に寄与することを目的とする。
12(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成14年8月20日 北海道金銭管理支援協会 藤根 寛隆 札幌市厚別区厚別中央3条6丁目3番10号 この法人は、クレジット・ローン等の債務に関し、相談者自身が直面している問題を明確に捉えた上で、経済面・心理面でのケアを重視したカウンセリングを行うことにより、相談者が自力による生活再建を目指すための支援を行う。また、健全な金銭管理計画を自己立案させるための支援として、将来金銭問題を起こさない為の予防的教育活動を行い、個人の消費生活基盤を安定させることを目的とする。
13(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名 (4) 主たる事務所の所在地 (5) 定款に記載された目的	平成14年8月21日 夢紡ぎ・くらら 渡邉 智子 札幌市中央区円山西町10丁目1番46号 この法人は、地域に暮らす全ての人々に対して、心豊かな暮らしが送れるよう医療、保健、福祉等に関するサービスや情報提供、子供の育成、まちづくりの推進に係わる活動を総合的に行うことにより、人と人々が紡ぎ合う相互扶助のコミュニティー社会の構築に寄与することを目的とする。
14(1) 申請のあった年月日 (2) 特定非営利活動法人の名称 (3) 代表者の氏名	平成14年8月26日 北海道NPO越智基金 上田 文雄

は老人扶養親族 1 人につき480,000円を、同法に規定する特定扶養親族であるときは、当該特定扶養親族 1 人につき630,000円)を加算した額

扶 養 義 務 者 等 所 得 制 限 基 準 額

扶養親族等の数	基 準	額
0 人	6,287,000円	
1 人	6,536,000円	
2人以上	6,536,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき213,000円を加算した額 (所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族 1 人につき (当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族 1 人につき) 60,000円を加算した額)	

別記2

補助金額は、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

1 所得税非課税世帯に属する者

別に定める基準額により算出した 1 か月ごとの補助対象経費 (以下「経費」という。) を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- (1) 5,000円以下の金額 0
- (2) 5,000円を超え2万円以下の金額 2分の1
- (3) 2万円を超える金額 10分の10

2 所得税課税世帯に属する者

経費を次に掲げる金額に区分して、それぞれの金額に、当該区分ごとに掲げる割合を乗じて計算した金額を合算した金額以内の額とする。

- (1) 1万円以下の金額 0
- (2) 1万円を超え3万円以下の金額 2分の1
- (3) 3万円を超え5万円以下の金額 3分の2 (前年分の所得税額が4万2,000円以下の者については、3万円を超える金額につき10分の10とする。)
- (4) 5万円を超える金額 10分の10

北海道告示第1443号

平成10年北海道告示第500号 (北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式) の一部を次のように改正する。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

保福第121号様式及び保福第122号様式を次のように改める。

保福第121号様式 (第3条第2項、第5条第1項)

事業実績及び補助金等交付申請額算出内訳書

1 身体障害者手帳の所有状況	申請者氏名
番 号	障害等級
	級

2 医療機関への通院状況

- (1) 人工透析療法を受療している医療機関名及び所在地

名 称	
所在地	

- (2) 申請者の住所から医療機関の所在地までの距離 km
- (3) 通院の際利用する交通機関 (そのうち「R」を利用する距離 km)

- (4) 居住する市町村に人工透析療法を実施する医療機関がある場合の申請理由 (アからオまでのいずれかに。を、オの場合は具体的に記載すること。)
- ア 居住する市町村の医療機関では透析患者が多く受診できないため
- イ 当初に受診した医療機関へ継続して通院が必要のため
- ウ 合併症等により専門的医療機関での人工透析が必要のため
- エ 仕事の都合で夜間に人工透析を行う必要がある等、時間的制限により、居住する市町村の医療機関を受診できないため
- オ その他 ()
- 3 補助金等交付申請額算出内訳

農政第18号様式を次のように改める。

農政第18号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

事業計画（実績）書

1 業務運営体制等

- (1) 組合員等数 人 (常勤理事 (非常勤理事 (監事
- (2) 役員数 人 (常勤理事 (非常勤理事 (監事

役員報酬（1人当たり年額）

常勤理事 円
非常勤理事 円
監事 円

(3) 職員数 人

職員給料手当

職員給料手当 円
扶養手当 円
通勤手当 円
住居手当 円
期末・勤勉手当 円

（職員給与支給規則に定める
期末・勤勉手当の支給月数

- (4) 損害評価会委員数 人 (月)
- 損害評価会委員手当（1人当たり年額） 円
- (5) 損害評価員数 人
- 損害評価員手当（1人当たり年額） 円
- (6) 損害調査員数 人
- 損害調査員手当（1人当たり年額） 円
- (7) 共済連絡員数 人
- 共済連絡員手当（1人当たり年額） 円
- 2 引受

月 区 分	単 価 (片道分) a	通院回数 b	補助対象経費 (通院に要した経費) c = a × 2 × b	補助率 d	補助金等 交付申請額 e = c × d	
年 月	円	回	円	要綱第4の定めによる	円	
年 月						
年 月						
年 月						
年 月						
計						

注1 この様式は、じん臓機能障害者通院交通費に要した経費に係る補助金の交付を申請する場合に使用すること。

2 この様式には、次の書類を添付すること。

- (1) 身体障害者手帳の写し
- (2) 医療機関の通院証明書
- (3) 申請者、配偶者及び申請者と生計を同じくする世帯員についての前年の所得額及び所得税額を確認できる書類（申請者と生計を同じくする世帯員については、申請者の子、父、母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、申請者の生計を維持している最高所得者分のみを添付すること。）
- ア 自営業者 前年分の確定申告書の控え（又は写し）等
- イ 給与所得者 前年分の確定申告書をされた者は、確定申告書の控え（又は写し）等、前年分の確定申告をされていない者は、給与所得の年末調整済みの源泉徴収票等
- ウ 申請者の属する世帯の所得税額の合計が0円の者 前年度市町村民税課税証明書等
- 3 2の(4)について、イからエまでのいずれかに該当する場合は、医療機関の通院証明書に当該内容について証明を受けること。

保福第122号様式 削除

北海道告示第1444号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

平成14年9月6日

家	乳	牛	の	雌	頭	頭
	肉	用		牛		
畜	一	般		馬		
	肉			豚		
果樹	種	の	他	の	畜	種
	そ	の	他	の	畜	種
り	ん	ご		ha		ha
ば れ い し ょ	1類 (でん粉加工用)					
	2類 (食品加工用)					
	3類 (種子用)					
	4類 (生食用)					
	計					
大 小	豆					
	豆					
	1類 (手 亡 類)					
	2類 (金時うずら類)					
	3類 (大福とら豆)					
い ん げ ん	計					
	て	ん	菜			
ス コ ー ト ン	1類 (食品加工用)					
	2類 (生食用)					
た ま ね ち ざ	計					
	ホ	ッ	プ			
物	合	計				

園	芸	施	設	棟	棟
---	---	---	---	---	---

(注) 引受のない区分にあっては、「前年度実績」及び「本年度」の欄を斜線で抹消すること。

3 危険段階別共済掛金率の普及推進

(1) 資料の作成

作成時期	作成部数	資 料 の 主 な 内 容

4 損害評価

(1) 農作物共済

区 分	水		稲		麦		計
	一筆又は半相殺	全相殺	一筆又は半相殺	全相殺	一筆又は半相殺	全相殺	
引 受 筆 数	筆	筆	筆	筆	筆	筆	
損 害 評 価 筆 数							
うち全筆調査筆数							
延べ実測調査筆数							

(注) 1 「損害評価筆数」欄には、しつ皆調査の筆数を記載し、全相殺引受方式に係る共済目的の種類にあっては、全筆調査筆数を記載すること。

2 「延べ実測調査筆数」欄には、実測の方法による損害評価 (しつ皆調査、組合等抜取調査及び事前調査) の延べ筆数を記載すること。

(2) 畑作物共済

区 分	引 筆	受 数	損 害 評 価 筆 数	延 べ 実 測 筆 数	備 考
1 類		筆	筆	筆	
ば れ い し ょ	2 類				
	3 類				
	4 類				
	計				

大豆				
小豆				
いんげん	1 類			
げん	2 類			
ん	3 類			
計				
てん菜				
スイトコーン				
たまねぎ				
かぼちゃ				
ホップ				

(注) 4の(1)の (注) に準じて記載すること。

5 農業共済地域対応強化対策管理事業

(1) 農業共済地域対応強化対策管理事業運営協議会

ア 構成員

北海道の職員	人	市町村の職員	人
連合会の役員	人	組合等の役員	人
関係農業団体の役員	人	損害評価会委員	人
損害評価員	人	共済連絡員	人
その他学識経験者	人	計	人

イ 開催時期等

開催時期	主	な	協議事項	項

(注) 「開催時期」欄には、計画の場合は開催予定年月旬を、実績報告の場合は開催年月日を記載すること。

(2) 部会

部会名	構成員	開催回数	主な協議事項	項
		回		

(注) 1 6の(2)のアに記入する部会については、記載を要しない。

2 「構成員」欄には、実績報告の場合は氏名も記載すること。

6 農業共済地域対応強化推進事業

(1) 農業共済事業推進体制強化事業

ア 実行方策検討委員会

(ア) 構成員の役職名及び人数

役	職	名
		計
		名

(注) 「役職名」欄には、実績報告の場合は氏名も記載すること。

(イ) 開催時期等

開催時期	主	な	協議事項	項

(注) 「開催時期」欄については、5の(1)のイの (注) に準じて記載すること。

イ 実施事業内容

(ア) 講習会

開催時期	参加人数	講師役職	講習会の主な内容
	人		

(注) 1 「開催時期」欄については、5の(1)のイの (注) に準じて記載すること。

2 「講師役職」欄には、実績報告の場合は講師の氏名も記載すること。

(イ) 標準モデル保険設計書を活用した説明

実施時期	説明会等の名称	その規模(出席者数)人

--	--	--

(注) 「実施時期」欄については、5の1の1の(注)に準じて記載すること。

(ウ) 試験研究機関等への職員の派遣

実 施 時 期	派 遣 人 数	派 遣 先
	人	

(注) 「実施時期」欄については、5の1の1の(注)に準じて記載すること。

(エ) セールスブック及び保険設計書の作成等

	セールスブック	保 険 設 計 書
作 成 部 数	部	対農家用 部 対総会等用 部
保険相談・危険管理指導等のための訪問戸数		戸

(オ) 損害防止関連情報の提供

情報提供の主な内容

(注) 実績報告の場合は、提供実績として部数も記載すること。

ウ 事業の効果・成果

(注) 実績報告の場合に、できる限り数値等を使用して記載すること。

(2) 高被害率地域対策事業 (作物等対策事業)

ア 高被害率地域対策検討会

対象共済事業	構 成 員	開 催 時 期	主 な 協 議 事 項

(注) 5の2の(注)2及び5の1の1の(注)に準じて記載すること。

イ 共済目的別被害率の推移等

共済事業

共済目的	事業実施前5年間の被害率(%)					事業実施年度
	年度	年度	年度	年度	年度	被害率
						指導対象農業者数 人 被害率 %

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 被害率 (農作物共済、果樹共済又は畑作物共済の場合は金額被害率とし、園芸施設共済の場合は病虫害割合とする。)は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位まで求めて記載すること。

2 事業実施年度の被害率は、実績報告の場合に記載すること。

ウ 要因分析

(注) 実績報告の場合に、被害率に低下傾向が認められなかったときの要因についての検討結果を記載すること。

(3) 高被害率地域対策事業 (家畜対策事業)

ア 高被害率地域対策検討会

対象共済目的	構 成 員	開 催 時 期	主 な 協 議 事 項

(注) 5の2の(注)2及び5の1の1の(注)に準じて記載すること。

イ 共済目的別被害率の推移等

共済目的	事業実施前3年間の被害率(%)				事業実施年度
	年度	年度	年度	年度	被害率
					指導対象農業者数 人 被害率 %

(注) 1 被害率は、小数点以下第2位を四捨五入し第1位まで求めて記載すること。

2 事業実施年度の被害率は、実績報告の場合に記載すること。

ウ 家畜対策講習会

対象共済目的	開 催 時 期	講 習 会 の 主 な 内 容

(注) 「開催時期」欄については、5の1の1の(注)に準じて記載すること。

工 要因分析

(注) 実績報告の場合に、被害率に低下傾向が認められなかったときの要因についての検討結果を記載すること。

7 地域集団引受推進事業

(1) 事業実施内容

地 域 集 団 名	地 域 集 団 の 組 合 員 等 数	共 済 目 的 名	事 業 の 内 容
属する市町村名	人		リスク・マネージメント支援活動
			条件整備
合計	集団	人	

(注) 「共済目的名」欄には、事業対象共済目的名を全部記載すること。

(2) 事業の効果・成果

事 業 の 成 果	今後も期待される成果	事業が廃止された場合の問題点

(注) 実績報告の場合に、できる限り数値等を使用して記載すること。

8 水田大豆加入促進高度化対策事業

(1) 畑作物共済（大豆）の実績等（年産）

農 家 戸 数	面 積	積 率
引 受 戸 数	未 加 入 戸 数	計 戸 数
A	B	C
		A/C
戸	戸	%
	ha	
	ha	
	ha	
		D/F
		%

(2) 加入推進協議会

ア 構成員の役職員名及び人数

役	職	名
		計
		名

イ 開催時期等

回	開 催 時 期	具 体 的 検 討 内 容

(注) 「開催時期」欄については、5の(1)のイの(注)に準じて記載すること。

ウ 加入拡大推進

	作 成 部 数	内 容 (印刷物の内容を簡潔に記載)
未 加 入 農 家 に対 する 保 険 需 要 アン ケ ー ト	(未加入農家数)	
未 加 入 農 家 に 配 布 す る 加 入 推 進 用 バ ン フ レ ッ ト	(未加入農家数)	
加 入 推 進 ニ ュ ア ル	(地区代表者数)	

	開催時期	開催地区数	説 明 会 内 容
未加入農家に対する説明会			

(注) 「開催時期」欄については、5の(1)のイの(注)に準じて記載すること。

(3) 事業の効果・成果

(注) 実績報告の場合に、できる限り数値等を使用して記載すること。

9 農業共済情報高度利用推進事業

(1) 地域システムの開発及び運用

ア 開 発 目 的
イ 開 発 内 容
ウ 開 発 方 法
エ 運 用 方 法
オ 経 費
カ そ の 他

(2) 蓄積データ加工・分析システムの開発及び運用

ア 開 発 目 的
イ 開 発 内 容
ウ 開 発 方 法 等
エ 運 用 方 法
オ 経 費
カ そ の 他

(3) システム管理者の養成

ア 養 成 内 容
イ 養 成 計 画
ウ 経 費
エ そ の 他

10 農業共済高度情報化技術活用推進事業

(1) ホームページの内容

(2) 運 用 方 法
(3) 経 費
(4) そ の 他

11 水田情報高度利用体系確立事業

(1) 水田農業管理基本システムの開発

ア 開 発 目 的
イ 開 発 内 容
ウ 開 発 方 法 等
エ 経 費
オ システム検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容

(注) 「開催時期」欄については、5の1のイの(注)に準じて記載すること。

カ そ の 他

(2) 水田農業経営確立対策関連情報連携システムの開発

ア 開 発 目 的
イ 開 発 内 容
ウ 開 発 方 法 等
エ 経 費
オ システム検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容

(注) 「開催時期」欄については、5の1のイの(注)に準じて記載すること。

カ そ の 他

(3) 関連情報の収集

ア 情 報 内 容
イ 経 費
ウ そ の 他

12 果樹樹園地情報調査・利用体制確立事業

(1) 事業実施方針

(注) 実施方針について簡潔に記載すること。

(2) 果樹樹園地情報システム開発検討会

(注) 検討会のメンバー、検討の方向、経費等について簡潔に記載すること。

(3) 果樹樹園地情報システムの開発方法等

(注) 開発方法、開発計画、経費等について簡潔に記載すること。

(4) 樹園地の栽培状況等調査

(注) 調査実施市町村名及び選定理由、調査の方法、調査項目、経費等について簡潔に記載すること。

(5) データベース化

(注) データベース化の方法、経費等について簡潔に記載すること。

(6) 加入推進検討会

(注) 検討会のメンバー、検討の方向、経費等について簡潔に記載すること。

(7) その他

13 家畜医療画像電送システム支援事業

(1) 事業実施方針

(注) 実施方針について簡潔に記載すること。

(2) 事業導入検討会

開 催 時 期	検 討 委 員 氏 名	所 属

検 討	結 果

(注) 1 「開催時期」欄については、5の1の1の(注)に準じて記載すること。

2 検討結果は、実績報告の場合に記載すること。

(3) 事業推進検討会

開 催 時 期	検 討 委 員 氏 名	所 属

検 討	結 果

(注) 1 「開催時期」欄については、5の1の1の(注)に準じて記載すること。

2 検討結果は、実績報告の場合に記載すること。

(4) 導入機器及びその費用

(注) 導入機器及びその費用について、実績報告の場合に記載すること。

14 家畜群疾病情報分析管理事業

(1) 畜種及び管理システム

畜 種	シ ス テ ム 名

(2) 家畜群疾病情報分析管理システム普及推進事業

ア 普及推進検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容

(注) 「開催時期」欄については、5の1の1の(注)に準じて記載すること。

イ 普及推進会議

(ア) 出席委員名及び所属

委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容	参 集 範 囲

(注)「開催時期」欄については、5の1)のイの(注)に準じて記載すること。

ウ 管理システムの普及推進方法、内容等

(3) 家畜群疾病情報分析管理システム活用推進事業

ア ソフト開発推進検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検討委員名	所	属

(イ) 開催時期等

開催時期	主	な	検	討	内	容

(注)「開催時期」欄については、5の1)のイの(注)に準じて記載すること。

イ 事故分析指導検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検討委員名	所	属

(イ) 開催時期等

開催時期	主	な	検	討	内	容

(注)「開催時期」欄については、5の1)のイの(注)に準じて記載すること。

ウ 事業成果検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検討委員名	所	属
-------	---	---

(イ) 開催時期等

開催時期	主	な	検	討	内	容

(注)「開催時期」欄については、5の1)のイの(注)に準じて記載すること。

エ 管理システムの開発推進方法、内容等

(4) 家畜群疾病情報分析管理システム導入推進事業

ア 導入システム名

イ ソフト導入推進検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検討委員名	所	属

(イ) 開催時期等

開催時期	主	な	検	討	内	容

(注)「開催時期」欄については、5の1)のイの(注)に準じて記載すること。

ウ 事故分析指導検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検討委員名	所	属

(イ) 開催時期等

開催時期	主 な 検 討 内 容

(注)「開催時期」欄については、5の1のイの(注)に準じて記載すること。

工 事業成果検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検討委員名	所 属

(イ) 開催時期等

開催時期	主 な 検 討 内 容

(注)「開催時期」欄については、5の1のイの(注)に準じて記載すること。

オ 管理システムの導入推進方法、内容等

15 支出

(1) 農業共済事業事務費

区 分	勘 定 科 目	前年度実績 円	本 年 度 円	備 考
	中 分 類 小 分 類			
合	計			

(注) 1 「区分」欄には、人件費、旅費、庁費、委員手当等及び危険段階別共済掛金率の普及推進費の別を記載すること。
2 「勘定科目」欄には、上記区分ごとに、補助金対象経費に係る経理処理科目を経理処理要領に基づく分類により記載すること。

(2) 農業共済事業特別事務費

ア 損害評価特別事務費

区 分	勘 定 科 目	本 年 度 円	備 考
	中 分 類 小 分 類		
損害評価実測費	農 作 物		
	畑 作 物		
合	計		

(注) 1 「本年度」欄で該当のない欄は斜線で抹消すること。

2 15の1の(注)2に準じて記載すること。

イ 農業共済地域対応強化総合対策費

区 分	勘 定 科 目	本 年 度 円	備 考
	中 分 類 小 分 類		
農業共済地域対応強化対策管理費			
農業共済地域対応強化推進費			
(1) 農業共済事業推進体制強化費			
(2) 高被率地域対策費			
地域集団引受推進費			
水田大豆加入促進高度化対策費			
合	計		

(注) 15の2のアの(注)に準じて記載すること。ただし、この事業を行わない組合等にあつては、全部削除すること。

ウ 農業共済事業運営基盤強化対策費

区 分	勘 定 科 目	本 年 度 円	備 考
	中 分 類 小 分 類		
農業共済高度情報化推進事業費			
(1) 農業共済高度情報化システム確立事業費			
ア 農業共済情報高度利用推進事業費			

イ 農業共済高度情報化技術活用推進事業費			
(2) 水田情報高度利用体系確立事業費			
(3) 果樹樹園地情報調査・利用体制確立事業費			
(4) 家畜医療画像電送システム支援事業費			
家畜群疾病情報分析管理事業費			
(1) 家畜群疾病情報分析管理システム普及推進事業費			
うち農家指導経費			
(2) 家畜群疾病情報分析管理システム活用推進事業費			
うち農家指導経費			
(3) 家畜群疾病情報分析管理システム導入推進事業費			
うち農家指導経費			
合 計			

注 この様式は、農業共済組合等が農業災害補償事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に關し実績報告をする場合に使用すること。

農政第20号様式を次のように改める。

農政第20号様式（第3条第2項、第5条第1項、第14条）

事業計画（実績）書

- 1 業務運営体制等
- (1) 組合等数 組合等
- (2) 役員数 人

（常勤理事 人）
（非常勤理事 人）
（監事 人）

役員報酬（1人当たり年額） 円
常勤理事 円
非常勤理事 円
監事 円

(3) 職員数 人 職員給料 円
職員給料手当 円
職員養分手当 円
扶養手当 円
通勤手当 円
住居手当 円
期末・勤勉手当 円

（職員給与支給規則に定める期末・勤勉手当の支給月数 月）

(4) 損害評価会委員数 人 損害評価会委員手当（1人当たり年額） 円
(5) 損害評価員数 人 損害評価員手当（1人当たり年額） 円

2 損害評価
(1) 実測調査

共 済 目 的	共 済 目 的 の 種 類	組 合 等 数	実 測		調 査 数 等	備 考		
			面 積	筆 数				
農 作 物	水 稲		ha		筆			
							麦	
							合 計	
畑 作 物	ば れ い し ょ 豆							
							大 豆	
							小 豆	
							い ん げ ん	
							合 計	
果 樹	りんご				戸 棟			
							園 芸 施 設	

(2) 農作物共済損害評価実測器具購入

購 入 器 具 名	単 価	台 数	金 額	備 考
	円	台	円	

(3) 果樹共済損害評価モデル園地設定

モデル園地設定場所	共済目的の種類等	設置園地数	調査票本数	備考
	りんご 類 群	園地	本	
合	計			

(注) 1 「モデル園地設定場所」欄には、設定場所を区域とする組合等名を記載すること。

2 「共済目的の種類等」欄には、品種名も記載すること。

(4) 園芸施設共済損害評価研修モデル被害施設設定

モデル被害施設設定場所	研 修 時 期	研 修 の 主 な 内 容

(注) 「研修時期」欄には、計画の場合は研修予定年月旬を記載し、実績報告の場合は研修年月日を記載すること。

3 農業共済地域対応強化対策管理事業

(1) 農業共済地域対応強化対策協議会

ア 構成員

北 海 道 の 職 員 人
連 合 会 の 役 職 員 人
組 合 等 の 役 職 員 人
関 係 農 業 団 体 の 役 職 員 人
そ の 他 学 識 経 験 者 人
合 計 人

イ 開催時期等

開 催 時 期	主 な 協 議 事 項

(注) 「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

(2) 部会

部 会 名	構 成 員	開催回数	主 な 協 議 事 項
		回	

(注) 「構成員」欄については、3の(1)のアに準じて記載すること。

4 地域集団引受推進事業

(1) 組合等説明会

開 催 時 期	参 加 人 数	説 明 会 の 主 な 内 容

(注) 「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

(2) 事業の効果・成果

(注) 実績報告の場合に、できる限り数値等を使用して記載すること。

5 水田大豆加入促進高度化対策事業

(1) 加入推進協議会

ア 構成員の役職員名及び人数

役 職	名
	計 名

イ 開催時期等

回	開 催 時 期	具 体 的 検 討 内 容

(注) 「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

ウ 優良事例調査

調 査 か 所 数	か 所

(2) 加入促進等

ア 組合等事業説明会

開 催 時 期	参 加 人 数
	人

(注) 「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

イ 栽培技術研修会

開 催 時 期	参 加 人 数	研 修 の 内 容
	人	

(注) 「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

ウ 事業実施組合等事業推進指導

指 導 時 期	指 導 内 容

(注) 「指導時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

(3) 事業の効果・成果

(注) 実績報告の場合に、できる限り数値等を使用して記載すること。

6 農業共済情報高度利用推進事業

(1) 地域システムの開発及び運用

ア 開 発 目 的

イ 開 発 内 容

ウ 開 発 方 法

エ 運 用 方 法

オ 経 費

カ そ の 他

(2) 蓄積データ加工・分析システムの開発及び運用

ア 開 発 目 的

イ 開 発 内 容

ウ 開 発 方 法

エ 運 用 方 法

オ 経 費

カ そ の 他

(3) システム管理者の養成

ア 養 成 内 容

イ 養 成 計 画

ウ 経 費

エ そ の 他

7 農業共済高度情報化技術活用推進事業

(1) ホームページの内容

(2) 運 用 方 法

(3) 経 費

(4) そ の 他

8 水田情報高度利用体系確立事業

(1) 水田農業管理基本システムの開発

ア 開 発 目 的

イ 開 発 内 容

ウ 開 発 方 法

エ 経 費

オ システム検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容

(注) 「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

カ そ の 他

(2) 水田農業経営確立対策関連情報連携システムの開発

ア 開 発 目 的

イ 開 発 内 容

ウ 開 発 方 法

工 経 費
オ システム検討会
(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容

(注) 「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

力 そ の 他

(3) 関連情報の収集

ア 情 報 内 容
イ 経 費
ウ そ の 他

9 果樹樹園地情報調査・利用体制確立事業

(1) 事業実施方針

(注) 実施方針について簡潔に記載すること。

(2) 果樹樹園地情報システム開発検討会

(注) 検討会のメンバー、検討の方向、経費等について簡潔に記載すること。

(3) 果樹樹園地情報システムの開発方法等

(注) 開発方法、開発計画、経費等について簡潔に記載すること。

(4) 樹園地の栽培状況等調査

(注) 調査実施市町村名及び選定理由、調査の方法、調査項目、経費等について簡潔に記載すること。

(5) データベース化

(注) データベース化の方法、経費等について簡潔に記載すること。

(6) 加入推進検討会

(注) 検討会のメンバー、検討の方向、経費等について簡潔に記載すること。

(7) その他

10 家畜医療画像電送システム支援事業

(1) 事業実施方針

(注) 実施方針について簡潔に記載すること。

(2) 事業導入検討会

開 催 時 期	検 討 委 員 氏 名	所 属

検 討 結 果

--	--	--

(注) 1 「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

2 検討結果は、実績報告の場合に記載すること。

(3) 事業推進検討会

開 催 時 期	検 討 委 員 氏 名	所 属

検 討 結 果

--	--	--

(注) 1 「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

2 検討結果は、実績報告の場合に記載すること。

(4) 導入機器及びその費用

(注) 導入機器及びその費用について、実績報告の場合に記載すること。

11 家畜群疾病情報分析管理事業

(1) 畜種及び管理システム

畜 種	シ ス テ ム 名

- (2) 家畜群疾病情報分析管理システム普及推進事業
ア 普及推進検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容

(注)「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

イ 普及推進会議

(ア) 出席委員名及び所属

委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容	参 集 範 囲

(注)「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

ウ 管理システムの普及推進方法、内容等

- (3) 家畜群疾病情報分析管理システム活用推進事業
ア ソフト開発推進検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容

(注)「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

イ 事故分析指導検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容

(注)「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

ウ 事業成果検討会

(ア) 検討委員名及び所属

検 討 委 員 名	所 属

(イ) 開催時期等

開 催 時 期	主 な 検 討 内 容

(注)「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

エ 管理システムの開発推進方法、内容等

(4) 家畜群疾病情報分析管理システム導入推進事業

ア 導入システム名

イ ソフト導入推進検討会

(7) 検討委員名及び所属

検討委員名	所 属

(4) 開催時期等

開催時期	主 な 検 討 内 容

(注)「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

ウ 事故分析指導検討会

(7) 検討委員名及び所属

検討委員名	所 属

(4) 開催時期等

開催時期	主 な 検 討 内 容

(注)「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

エ 事業成果検討会

(7) 検討委員名及び所属

検討委員名	所 属

(4) 開催時期等

開催時期	主 な 検 討 内 容

(注)「開催時期」欄については、2の(4)の(注)に準じて記載すること。

オ 管理システムの導入推進方法、内容等

12 支出

(1) 農業共済事業事務費

区 分	勘 定 科 目		前年度実績	本 年 度	備 考
	中 分 類	小 分 類	円	円	
合 計					

(注) 1 「区分」欄には、人件費、旅費、庁費、委員手当等の別を記載すること。
2 「勘定科目」欄には、上記区分ごとに、補助金対象経費に係る経理処理科目を経理処理要領に基づく分類により記載すること。

(2) 農業共済事業特別事務費

ア 損害評価特別事務費

区 区 損 害 評 価	分		勘 定 科 目	本 年 度	備 考
	農 作 物	畑 作 物	中分類 小分類		
				円	

実 測 費	果 樹			
	園 芸 施 設			
果樹共済損害評価モデル園地設定費				
園芸施設共済損害評価研修モデル被害施設設定費				
合	計			

(注) 1 「本年度」欄で該当のない欄は斜線で抹消すること。
2 12の(1)の (注) 2 に準じて記載すること。

イ 農業共済地域対応強化総合対策費

区 分	勘 定 科 目		本 年 度	備 考
	中分類	小分類		
農業共済地域対応強化対策管理費			円	
地 域 集 団 引 受 推 進 費				
水田大豆加入促進高度化対策費				
合	計			

(注) 12の(2)のアの (注) に準じて記載すること。

ウ 農業共済事業運営基盤強化対策費

区 分	勘 定 科 目		本 年 度	備 考
	中分類	小分類		
農業共済高度情報化推進事業費			円	
(1) 農業共済高度情報化システム確立事業費				
ア 農業共済情報高度利用推進事業費				
イ 農業共済高度情報化技術活用推進事業費				
(2) 水田情報高度利用体系確立事業費				
(3) 果樹園地情報調査・利用体制確立事業費				

(4) 家畜医療画像電送システム支援事業費				
家 畜 群 疾 病 情 報 分 析 管 理 事 業 費				
(1) 家畜群疾病情報分析管理システム普及推進事業費				
うち農家指導経費				
(2) 家畜群疾病情報分析管理システム活用推進事業費				
うち農家指導経費				
(3) 家畜群疾病情報分析管理システム導入推進事業費				
うち農家指導経費				
合	計			

注 この様式は、農業共済組合連合会が農業災害補償事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。

北海道告示第1445号

道営土地改良（西神楽東部地区畑地帯総合整備 [担い手育成型]）（農業用排水、暗きよ、農道、区画整理、土層改良）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年9月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1446号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

地 区 名	事 業 の 種 類	完了年月日
東 風 連 第 3	ほ場整備	平成8.11.6
旭 新	高生産性土層改良	同 9.12.4
平 和 郷	畑地帯総合整備 [緊急整備型]（農業用排水）	同 8.10.25

平 和 郷	畑地帯総合整備 [緊急整備型] (暗きよ)	平成 9.11.14	福 富	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (区画整理)	同 13. 7.10
同	同 (農道)	同 9.12.19	同	同 (暗きよ)	同 12. 8.29
同	同 (土層改良)	同 9.11.14	同	同 (農業用排水)	同 11.12.10
愛 同	中山間地域総合整備 (農業用排水)	同 7.11.30	同	同 (農道)	同 13. 7.10
第 同	同 (農道)	同 8.11. 8	同	同 (土層改良)	同 14. 1.10
日 7	新生産調整推進排水対策特別 (農業用排水)	同 10.12.10	老 節 布	畑地帯総合整備 (農業用排水)	同 13.10.30
美 の 出	基幹水利施設補修	同 11. 1.25	同	同 (農道)	同 13. 9.21
東 瑛 沼	広域営農団地農道整備	同 11. 3.30	同	同 (暗きよ)	同 13.11.12
同 鳥 沼	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水)	同 11.12.10	同	同 (区画整理)	同
同 朱 別 新	同 (暗きよ)	同 11.11.30	西 達 布	同	同 12.11.30
午 日	農免農道整備	同	同	同 (暗きよ)	同 13.11.15
同	農林地一体開発整備パイロット (農道)	同 10.12.15	同	同 (農業用排水)	同 10.12.10
同	同 (農林地一体農道)	同 12. 1. 7	同	同 (農道)	同 13.10.30
同	同 (区画整理)	同	同	同 (農地保全)	同 11.11.10
同	同 (農地造成)	同 11.11.15	音 威 子 府	畑地帯総合整備 [緊急整備型] (農道)	同 13.11.30
同	同 (土層改良)	同 10.10.20	同	同 (暗きよ)	同 12. 9. 4
瑞 良 野	かんがい排水事業 [国営附帯]	同 12. 3.29	同	同 (土層改良)	同
同	土地改良総合整備 [一般型] (農業用排水)	同 12. 2.21	日 進	同	同 13.10.10
同	同 (暗きよ)	同 12. 1.11	同	同 (暗きよ)	同 12. 9.29
同	同 (農道)	同 12. 3.29	同	同 (区画整理)	同 13.10.10
八 千 代	畑地帯総合整備 [緊急整備型] (農道)	同 12.12.13	西 区 南	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)]	同 13.10.30
同	同 (土層改良)	同 12.10.30	同	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)]	同 13.11.30
同	同 (区画整理)	同 11. 9.30	同	同 (暗きよ)	同
同	同 (暗きよ)	同 12.10.10	同	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)]	同 12.11.30
向 精	中山間地域総合整備 (農業用排水)	同 13. 3.29	高 台	畑地帯総合整備 [担い手育成型 (区画整理型)] (ほ場整備)	同 13. 6. 1
同	同 (暗きよ)	同 12.11.10	同	同 (暗きよ)	同 9. 5.30
同	同 (ほ場整備)	同 11.10.29	北 野 南	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理)	同 13. 6. 8
同	ほ場整備 [担い手育成型] (ほ場整備)	同 13. 2. 9	同	同 (農道)	同 14. 1.30
同	同 (農業用排水)	同	同	同 (暗きよ)	同 12. 6.30
同	同 (農道)	同 12. 7.31	同	同	同 13.11.20
同	同 (暗きよ)	同 13. 2. 9	同	同	同 14. 3.18
同	同 (客土)	同 12. 7.31	置 牛	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水)	同 12.12. 8
同	同 (暗きよ)	同 13. 1.31	上川中央第 2	広域営農団地農道整備	同 14. 1.30

第1397号

報 告

公 司

規 則

規 則

北 海 道

東 忠 烈 布 旭 中 同	基幹水利施設補修	平成14. 1. 10 同 14. 2. 20
北 原 幹 線 上 同	ため池等整備 [用排水施設整備]	同 14. 3. 20
し も か わ 同	中山間地域総合整備 (農道)	同 13. 12. 20
同	(農業用排水)	同 13. 3. 20
東 鷹 栖 北 同	農免農道整備	同 10. 12. 10
大 富 中 央 同	同	同 11. 10. 20
多 寄 東 同	同	同 14. 3. 8
山 の 上 同	同	同 13. 7. 10
真 麻 中 央 同	一般農道整備 (広域開通)	同 13. 12. 10
当	同	同 13. 11. 20
		同 13. 7. 19
		同 13. 12. 11

北海道告示第1447号

漁船損害等補償法 (昭和27年法律第28号) 第112条の2 第3項の規定により、森及び八雲加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第1448号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 河東郡音更町字音更西 1 線33の1 (次の図に示す部分に限場所)

2 保安林として指定され 風害の防備
た目的

3 解 除 の 理 由 河川管理施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び音更町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1449号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法 (昭和26年

法律第249号) 第29条の規定による通知があった。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

1 解除予定保安林の所在 沙流郡平取町本町104の1 (次の図に示す部分に限る。)

場所

2 保安林として指定され 土砂の流出の防備

た目的

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1450号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類 公共測量 (3級基準点)

2 作業期間 平成14年9月9日から10月31日まで

3 作業地域 新十津川町

北海道告示第1451号

函館開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

1 作業種類 公共測量 (3級基準点)

2 作業期間 平成14年9月10日から11月5日まで

3 作業地域 砂原町

北海道告示第1452号

過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり開始する。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

1 路 線 名 仁木町道二番線

2	工事区間	余市郡仁木町北町8丁目20番3地先から
3	工事の種類	余市郡仁木町北町8丁目24番地先まで
4	工事開始の日	改築 平成14年9月17日

北海道告示第1453号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第88条第2項の規定により、北海道開発局長が道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道開発局建設部建設行政課、北海道開発局室蘭開発建設部、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月6日

	北海道知事 堀 達也
1 道路の種類	道道
2 路線名	夕張厚真線

道路の区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
区	勇払郡厚真町字高丘 ²³⁴ 番3から 勇払郡厚真町字高丘 ²⁸⁴ 番1 まで	前	12.00mから 25.00mまで	0.265km	—
		後	12.00mから 29.00mまで	0.265km	—

北海道告示第1454号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月6日

也 達 堀

道路の種類	道路名	区域	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦覧場所
2	道路の路線名、区域及び縦覧場所							
日進	名寄線	名寄市字日進1124番地先から 名寄市字日進114番1地先まで	前	24.40mから 43.80mまで	660.17m	—		北海道旭川土木現業所
			後	24.40mから 36.58mまで	660.17m	—		
札幌	夕張線	夕張市千代田3番26地先から 夕張市若菜2番3地先まで	前	18.00mから 34.00mまで	249.00m	—		北海道札幌土木現業所
			前	18.00mから 69.00mまで	256.60m	—		
			前	12.00mから 37.00mまで	286.50m	—		
			後	18.00mから 34.00mまで	249.00m	—		
			後	18.00mから 69.00mまで	256.60m	—		

北海道告示第1455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変

更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 北見環状線
3 道路の区域

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

北見市東陵町111番2地先から北見市東陵町188番16地先まで 8,00mから14,40mまで 1,217.40m —
北見市東陵町111番2地先から北見市東陵町140番144地先まで 10,90mから42,00mまで 1,150.00m —
北見市東陵町111番2地先から北見市東陵町188番16地先まで 18,00mから86,00mまで 1,150.59m —
北見市東陵町188番16地先まで 18,00mから86,00mまで 1,150.59m —

北海道告示第1456号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 湧河豊頃停車場線
3 道路の区域

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

中川郡豊頃町二宮5871番地先から中川郡豊頃町二宮5858番地先まで 16,00mから17,50mまで 505.79m —
16,57mから27,91mまで 505.79m —

北海道告示第1457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

- 路線名 供用開始の区域間 供用開始の期日
道道 霞台森停車場線 茅部郡森町字栗ヶ丘国有林渡島森林管理署 平成14.9.13
1026林班いい班地先から茅部郡森町字霞台116番13地先まで

北海道告示第1458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道小樽土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年9月6日

北海道知事 堀 達 也

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 ニセコ停車場線
3 道路の区域

変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

虻田郡ニセコ町字有島90番34地先から虻田郡ニセコ町字有島92番4地先（一般国道5号交点）まで 22,00mから29,00mまで 274.00m 一般国道5号における81,00mの間
虻田郡ニセコ町字有島90番34地先から虻田郡ニセコ町字有島142番30地先（一般国道5号交点）まで 22,00mから56,00mまで 178.32m 一般国道5号における25,94mの間

北海道告示第1459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

K 2 の地点	K 1 の地点から方向角180度38分51秒の方向97.00m の地点
K 3 の地点	K 2 の地点から方向角90度38分51秒の方向30.00m の地点
K 4 の地点	K 3 の地点から方向角180度39分28秒の方向2.70m の地点

平成14年9月6日

第 1 3 9 7 号

報 告 公 道 海 北

1 出 願 の 年 月 日	平成14年6月18日	
2 出 願 者		
(1) 名 称	北海道	
(2) 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	
(3) 代表者の氏名	北海道知事 堀 達也	
3 埋 立 区 域	目梨郡羅臼町松法町245番及び246番地先の公有水面	
(1) 位 置		
(2) 区 域		
① 地 区	次の7の地点とU2の地点とを結んだ線、U2の地点とU3の地点とを結んだ線、U3の地点と16の地点とを結んだ線、16の地点と8の地点とを結んだ線及び7の地点と8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	
7 の 地 点	3級基準点HI3 - 3 - 59（北緯43度59分07秒6893、東経145度10分01秒1211（X = -1,205.45、Y = 73,549.14））から方向角36度37分59秒の方向137.43mの地点	
U 2 の 地 点	7の地点から方向角110度14分10秒の方向5.03mの地点	
U 3 の 地 点	U2の地点から方向角200度25分35秒の方向40.31mの地点	
16 の 地 点	U3の地点から方向角290度22分46秒の方向4.94mの地点	
8 の 地 点	16の地点から方向角19度58分59秒の方向0.70mの地点	
③ 地 区	次の19の地点と18の地点とを結んだ線、18の地点とU5の地点とを結んだ線、U5の地点からU8の地点までを順次に結んだ線、U8の地点とA136の地点とを結んだ線、A136の地点とA135Pの地点とを結んだ線、A135Pの地点とA134の地点とを結んだ線、A134の地点とA64の地点とを結んだ線、A64の地点とU10の地点とを結んだ線及び19の地点とU10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	
19 の 地 点	3級基準点HI3 - 3 - 59（北緯43度59分07秒6893、東経145度10分01秒1211（X = -1,205.45、Y = 73,549.14））から方向角147度00分22秒の方向47.93mの地点	
18 の 地 点	19の地点から方向角290度24分22秒の方向12.96mの地点	
U 5 の 地 点	18の地点から方向角20度26分02秒の方向9.88mの地点	
U 6 の 地 点	U5の地点から方向角110度33分29秒の方向32.86mの地点	
U 7 の 地 点	U6の地点から方向角20度32分38秒の方向5.50mの地点	
U 8 の 地 点	U7の地点から方向角110度32分44秒の方向109.30mの地点	
A136の地点	U8の地点から方向角200度32分44秒の方向19.40mの地点	

A135Pの地点	A136の地点から方向角290度34分22秒の方向8.05mの地点
A134の地点	A135Pの地点から方向角18度26分06秒の方向0.03mの地点
A64の地点	A134の地点から方向角290度33分02秒の方向121.04mの地点
U10の地点	A64の地点から方向角246度02分15秒の方向0.10mの地点
(3) 面 積	①地区 201.00㎡ ②地区 2,520.41㎡ ③地区 2,721.41㎡ 計 2,721.41㎡
4 埋立に関する工事の施行区域	目梨郡羅臼町松法町245番及び246番地先
(1) 位 置	
(2) 区 域	
② 地 区	次のP1の地点からP6の地点までを順次に結んだ線及びP1の地点とP6の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
P 1 の 地 点	3級基準点HI3 - 3 - 59（北緯43度59分07秒6893、東経145度10分01秒1211（X = -1,205.45、Y = 73,549.14））から方向角33度41分00秒の方向142.62mの地点
P 2 の 地 点	P1の地点から方向角110度24分13秒の方向10.13mの地点
P 3 の 地 点	P2の地点から方向角200度25分24秒の方向6.56mの地点
P 4 の 地 点	P3の地点から方向角110度25分58秒の方向5.44mの地点
P 5 の 地 点	P4の地点から方向角200度25分04秒の方向44.60mの地点
P 6 の 地 点	P5の地点から方向角290度24分04秒の方向15.58mの地点
④ 地 区	次の19の地点と18の地点とを結んだ線、18の地点とP10の地点とを結んだ線、P10の地点とP8の地点とを結んだ線、P8の地点とA136の地点とを結んだ線、A136の地点とA135Pの地点とを結んだ線、A135Pの地点とA134の地点とを結んだ線、A134の地点とA64の地点とを結んだ線、A64の地点とU10の地点とを結んだ線及び19の地点とU10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
19 の 地 点	3級基準点HI3 - 3 - 59（北緯43度59分07秒6893、東経145度10分01秒1211（X = -1,205.45、Y = 73,549.14））から方向角147度00分22秒の方向47.93mの地点
18 の 地 点	19の地点から方向角290度24分22秒の方向12.96mの地点
P 10 の 地 点	18の地点から方向角20度25分26秒の方向24.87mの地点
P 8 の 地 点	P10の地点から方向角110度32分53秒の方向151.20mの地点

P 9 の地点			P 8 の地点から方向角200度32分32秒の方向28.90 m の地点	U 7 の地点	U 6 の地点から方向角336度20分17秒の方向11.36 m の地点
A136の地点			P 9 の地点から方向角290度32分55秒の方向9.00 m の地点	点	点
A135 P の地点			A136の地点から方向角290度34分22秒の方向8.05 m の地点	U 8 の地点	U 7 の地点から方向角328度56分49秒の方向12.32 m の地点
A134の地点			A135 P の地点から方向角18度26分06秒の方向0.03 m の地点	点	点
A64の地点			A134の地点から方向角290度33分02秒の方向121.04 m の地点	U 9 の地点	U 8 の地点から方向角331度23分28秒の方向8.37 m の地点
U10の地点			A64の地点から方向角246度02分15秒の方向0.10 m の地点	点	点
(3) 面 積			②地区 761.06㎡	U10の地点	U 9 の地点から方向角321度40分49秒の方向4.10 m の地点
④地区 4,311.45㎡				点	点
計 5,072.51㎡				U11の地点	U10の地点から方向角357度51分38秒の方向10.07 m の地点
埋立地の用途			漁港施設用地	点	点
北海道告示第1462号					
公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。					
平成14年9月6日					
北海道知事 堀 達 也					
1(1)	しゅん功認可の年月日	平成14年8月30日	U16の地点	U15の地点から方向角4度43分42秒の方向4.44 m の地点	U15の地点から方向角4度43分42秒の方向4.44 m の地点
(2)	しゅん功認可を受けた者	北海道	U17の地点	U16の地点から方向角325度28分21秒の方向5.29 m の地点	U16の地点から方向角325度28分21秒の方向5.29 m の地点
ア	氏 名 又 は 名 称	北海道	U18の地点	U17の地点から方向角94度43分48秒の方向17.45 m の地点	U17の地点から方向角94度43分48秒の方向17.45 m の地点
イ	住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	点	点	点
ウ	代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也	U19の地点	U18の地点から方向角184度43分58秒の方向4.63 m の地点	U18の地点から方向角184度43分58秒の方向4.63 m の地点
(3)	埋 立 区 域	上磯郡知内町字中の川46番2及び47番2地先の公有水面	点	点	点
ア	位 置	次のU1の地点からU23の地点までを順次に結んだ線及びU1の地点とU23の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	U20の地点	U19の地点から方向角94度43分49秒の方向20.42 m の地点	U19の地点から方向角94度43分49秒の方向20.42 m の地点
イ	区 域	漁港原点（北緯41度37分50秒4396、東経140度26分02秒7055、X = - 263,134.435、Y = 15,336.065）から方向角34度15分44秒の方向273.64 m の地点	U21の地点	U20の地点から方向角184度42分20秒の方向64.07 m の地点	U20の地点から方向角184度42分20秒の方向64.07 m の地点
U 1 の地点			点	点	点
U 2 の地点			U22の地点	U21の地点から方向角94度39分52秒の方向0.48 m の地点	U21の地点から方向角94度39分52秒の方向0.48 m の地点
U 3 の地点			点	点	点
U 4 の地点			U23の地点	U22の地点から方向角184度42分06秒の方向6.60 m の地点	U22の地点から方向角184度42分06秒の方向6.60 m の地点
U 5 の地点			点	点	点
U 6 の地点			点	点	点
U 5 の地点から方向角21度29分05秒の方向1.84 m の地点			点	点	点

ウ	面 積	1,224.64㎡
(4)	免 許 年 月 日 及 び 番 号	平成12年 8 月23 日 秒防第47 - 5 号指令
(5)	公有水面埋立法第22条第3 項の市町村名	知内町

平成十四年九月六日

佐 藤 田

図四

第1397号

報 告 公 道 海 北

2(1)	しゅん功認可の年月日	平成14年8月30日	
(2)	しゅん功認可を受けた者		
ア	氏 名 又 は 名 称	北海道	H12の地点
イ	住 所	札幌市中央区北3条西6丁目	H11の地点から方向角224度57分18秒の方向119.99mの地点
ウ	代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也	H13の地点
(3)	埋 立 区 域		H12の地点から方向角134度05分32秒の方向238.25mの地点
ア	位 置	山越部八雲町東野4番1、5番、11番、32番3、32番4、34番、35番、36番2、37番2、38番2、40番2、41番2、44番2、46番3、46番4、47番2、48番2、51番7、51番8、131番1、142番2、143番3及び143番4地先の公有水面	H14の地点
			H13の地点から方向角44度59分56秒の方向99.95mの地点
			H15の地点
			H14の地点から方向角134度56分50秒の方向20.73mの地点
			H16の地点
			H15の地点から方向角45度08分47秒の方向69.98mの地点
			H17の地点
			H16の地点から方向角134度59分06秒の方向48.69mの地点
			H18の地点
			H17の地点から方向角195度00分54秒の方向48.00mの地点
			H19の地点
			H18の地点から方向角107度55分09秒の方向3.12mの地点
			H20の地点
			H19の地点から方向角194度55分49秒の方向49.57mの地点
			H21の地点
			H20の地点から方向角106度39分00秒の方向1.00mの地点
			H22の地点
			H21の地点から方向角194度59分49秒の方向50.32mの地点
			H23の地点
			H22の地点から方向角275度21分16秒の方向85.11mの地点
			H24の地点
			H23の地点から方向角294度24分23秒の方向21.36mの地点
			H25の地点
			H24の地点から方向角260度07分06秒の方向34.73mの地点
			H26の地点
			H25の地点から方向角287度52分14秒の方向67.39mの地点
			H27の地点
			H26の地点から方向角318度54分12秒の方向20.04mの地点
			H28の地点
			H27の地点から方向角297度56分28秒の方向20.91mの地点

H29の地点	H28の地点から方向角308度11分50秒の方向40.28mの地点	によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 八雲漁港原点（X = - 194.394.951、Y = 3.354.114、北緯42度14分59秒3517、東経140度17分26秒3477）から方向角339度44分13秒の方向227.15mの地点 K25の地点 K24の地点 K3の地点 K4の地点 2890Kの地点 K6の地点 K7の地点 2886Kの地点 区域B K9の地点 K10の地点 K11の地点 K12の地点 K13の地点 区域C K14の地点
H30の地点	H29の地点から方向角346度43分10秒の方向23.52mの地点	
H31の地点	H30の地点から方向角278度35分29秒の方向25.00mの地点	
H32の地点	H31の地点から方向角37度31分45秒の方向5.12mの地点	
H33の地点	H32の地点から方向角305度45分33秒の方向26.24mの地点	
H34の地点	H33の地点から方向角323度45分09秒の方向18.17mの地点	
H35の地点	H34の地点から方向角344度09分21秒の方向17.57mの地点	
H36の地点	H35の地点から方向角300度51分48秒の方向20.62mの地点	
ウ 面 積	46,943.46㎡	
(4) 免許年月日及び番号	平成6年11月8日 砂防第3120号指令	
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	八雲町	
3(1) しゅん功認可の年月日	平成14年8月30日	
(2) しゅん功認可を受けた者	北海道	
ア 氏名又は名称	札幌市中央区北3条西6丁目	
イ 住 所	北海道知事 堀 達也	
ウ 代表者の氏名		
(3) 埋 立 区 域	山越郡八雲町内浦123番2、124番2、125番2、126番2及び159番2地先の公有水面	
ア 位 置		
イ 区 域	区域A	

[illegible]

[illegible]

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。			
平成14年9月6日	北海道網走支庁長 太 田 敏 夫		
1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	網走市潮見1丁目358番59 ほか3筆		
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	北見市高米西町1丁目12番35号 株式会社ライフページ花月 代表取締役 吉 國 隆雄		
3 開発許可年月日及び番号	平成14年5月13日 網建指第14 - 2号		

札幌医科大学

札幌医科大学告示第26号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年9月6日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア プレホスビタル患者シミュレータ

イ プロテインシーケンサー

ウ プロテオミクス解析装置

エ 連続心拍出量測定装置

オ 共焦点レーザー走査蛍光顕微鏡

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日

ア プレホスビタル患者シミュレータ 平成14年12月20日（金）

イ プロテインシーケンサー 平成14年11月22日（金）

ウ プロテオミクス解析装置 同

エ 連続心拍出量測定装置 同

オ 共焦点レーザー走査蛍光顕微鏡 平成14年12月20日（金）

(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号又は平成14年北海道告示第9号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。ただし、連続心拍

出量測定装置の入札に参加する場合は、医療機器（中分類20）又は医療用品類（中分類21）のいずれかの資格を有していなければならない。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入 札 日 時

ア プレホスビタル患者シミュレータ 平成14年9月20日（金）午前9時30分

イ プロテインシーケンサー 同 午前9時40分

ウ プロテオミクス解析装置 同 午前9時50分

エ 連続心拍出量測定装置 同 午前10時

オ 共焦点レーザー走査蛍光顕微鏡 同 午前10時10分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目

札幌医科大学事務局管財課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便及び電報による入札は認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否	9 契約書作成の要否		平成14年8月6日	
	10 入札参加申込書の提出期限及び場所 入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。		3 落札者の氏名及び住所	
	(1) 提出期限 平成14年9月19日(木)		(1) 氏 名 株式会社 ソリューションセンター 代表取締役 志賀 健一	
	(2) 提出場所 北海道札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課		住 所 旭川市緑が丘東1条4丁目1番19号	
	11 その他		(2) 氏 名 日通商事 株式会社 代表取締役社長 中野 重勝	
	(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。		住 所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号	
	(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い		4 落札金額(1月当たり単価)	
	ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		(1) 248,115円	
	イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。		(2) 479,325円	
	(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		5 契約の相手方を決定した手続	
ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課		一般競争入札		
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253		6 一般競争入札の公告		
(4) この入札の執行は、公開する。		平成14年北海道教育庁留萌教育局告示第3号		
(5) 詳細は、入札説明書による。		7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地		
		(1) 名 称 北海道教育庁留萌教育局企画総務課		
		(2) 所在地 北海道留萌市住之江町2丁目1番2		
北海道教育庁留萌教育局告示第4号				
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ 2式 64台				
2 落札を決定した日				
北海道教育庁留萌教育局長 中 道 昭 夫				
平成14年9月6日				
1 落札に係る物品等の名称及び数量(1月当たり単価)				
(1) パーソナルコンピュータ 一式 42台				
(2) パーソナルコンピュータ				

平成14年北海道教育庁日高教育局告示第1号 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁日高教育局企画総務課 イ 住 所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 2(1) 落札者に係る物品等の名称及び数量 パースナルコンピュータ 一式 64台 (2) 落札を決定した日 平成14年8月8日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 日通商事株式会社 代表取締役社長 中野 重勝 イ 住 所 東京都千代田区外神田3丁目12番9号 (4) 落札金額（1月当たりの単価） 447,500円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成14年北海道教育庁日高教育局告示第1号 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁日高教育局企画総務課 イ 住 所 北海道浦河郡浦河町栄丘東通56号 観 望 報 道 公 報	
北海道監査委員告示第2号 北海道監査委員規程（昭和44年北海道監査委員告示第2号）の一部を次のように改正する。 平成14年9月6日 北海道監査委員 山 崎 正 隆 北海道監査委員 岡 本 修 一 北海道監査委員 前 田 榮 一 北海道監査委員 徳 永 光 孝 第2条第5項各号を次のように改める。 (1) 監査委員の庶務に関する事項 イ 事務局長、書記その他の職員（以下「職員」という。）の任免及び給与に関するこ と。	

職員の仕事、分限及び懲戒に関すること。 ハ 委員の職務旅行及び職員の旅行命令に関すること。 ニ 予算に関すること。 ホ 委員の会議（以下「委員会」という。）に関すること。 ヘ その他委員の庶務に関すること。 (2) 代表監査委員が北海道を代表して提起する訴訟に関する事項 イ 知事部局との連絡調整に関すること。 ロ 訴訟代理人の選定に関すること。 ハ その他訴訟に関すること。 第3条第1項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。 (6) 代表監査委員が北海道を代表して提起する訴訟に関すること。 附 則 この規程は、平成14年9月6日から施行する。 北海道監査委員告示第3号 北海道監査委員事務局の組織及び運営に関する規程（平成8年北海道監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。 平成14年9月6日 北海道監査委員 山 崎 正 隆 北海道監査委員 岡 本 修 一 北海道監査委員 前 田 榮 一 北海道監査委員 徳 永 光 孝 第3条第1項の特別監査室の事項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。 (5) 代表監査委員が北海道を代表して提起する訴訟に関すること。 第3条第2項の特別監査課の事項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。 (12) 代表監査委員が北海道を代表して提起する訴訟に関すること。 附 則 この規程は、平成14年9月6日から施行する。 観 望 報 道 公 報	
監査公表第8号 地方自治法第199条第4項の規定により行った平成13年度に係る監査の結果を次のとおり公表する。	

平成14年9月6日

北海道監査委員 山 崎 正 隆
北海道監査委員 岡 本 修 一
北海道監査委員 前 田 榮 孝
北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の概要

1 監査の実施部局及び実施期間

監査は、公営企業会計に係る部局を除く全部局688箇所について、平成13年9月から平成14年7月までの間に実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成13年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次の事項に重点を置いて実施した。

(1) 合規性の視点

ア 道税、貸付金など各種債権の収入確保について

イ 旅費の執行について

ウ 前渡資金の執行について

エ 公共工事に係る入札・契約手続について

オ 工事（技術）の執行について

(2) 経済性、効率性及び有効性の視点

委託事業及び補助事業の執行について

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。

(1) 全部局688箇所のうち、430箇所については実地監査を、258箇所については書面監査を実施した。

部 局 名	本 庁	出先機関等	計	
			実地監査	書面監査
知 事 部 局	125	147	272	256
各種委員会等事務局	5	-	5	5
教 育 庁	14	323	337	139
警 察 本 部	1	73	74	30
計	145	543	688	430

(2) 実地監査については、監査実施部局から監査資料の提出を求め、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類、その他関係書類等についてその

内容を確認するとともに、関係職員から聞き取るなどの方法により実施した。

(3) 書面監査については、監査実施部局から監査資料及び支出（支払）証拠書類等の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により実施した。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めるとした事項を、次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

なお、指摘事項については、部局名を記載することとした。

〈指摘事項〉

ア 法令、条例、規則、通達に違反しているもの

イ 収入確保に適切な措置を要するもの

ウ 予算を目的外に支出しているもの

エ 予定価格の積算に誤りがあり、損害が生じているもの

オ 経済性、効率性、有効性の見地から改善を要するもの

カ 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの

キ 火災等による事故が生じているもの

〈指導事項〉

上記のうち軽易と認められるもの

〈検討事項〉

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

2 監査結果

監査の結果、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものは、次のとおりである。

区 分	指摘事項(件)	指導事項(件)	検討事項(件)	計 (件)
予 算	3	1	-	4
収 入	12	71	1	84
支 出	8	50	5	63
契 約	4	32	6	42
財 産	2	23	1	26
工事(技術)	-	76	3	79
経 営 管 理	2	-	-	2

そ の 他	13	37	-	50
計	44	290	16	350

第3 監査結果の概要
1 予算に係る事項

《指摘事項》

- ア エアコンの取付けを目的とする少額工事の施工で、備品購入費で執行すべきところを需用費で執行していた。
(旭川肢体不自由児総合療育センター)
- イ 工事請負費で執行しているものの中に、備品購入費で執行すべき備品が4種類・19点、628万7,843円含まれていた。
(十勝農業試験場)
- ウ 水産土木技術者養成講習会における受講料等の支出で、負担金で執行すべきところを需用費で執行していた。
(水産林務部)

《指導事項》

し尿浄化槽の薬剤補充に係る支出で、需用費で執行すべきところを役務費で執行しているものがあった。

2 収入に係る事項

(1) 収入未済額が多いもの

《指摘事項》

収入の確保については、さまざまな努力が認められるが、次のとおり収入未済額が多額となっていた。

(単位：千円)

収 入 項 目	収入未済額	所 管 部 等
道 税	18,880,938	総 務 部
母子福祉資金貸付金等	2,120,465	保健福祉部
中小企業近代化に係る高度化資金貸付金等	5,214,945	経 済 部
農業改良資金貸付金	63,546	農 政 部
特用林産物振興資金貸付金	53,000	水産林務部
林業改善資金貸付金	150,195	水産林務部
公立高等学校奨学資金貸付金	30,470	教 育 庁
道営住宅使用料	658,468	建 設 部
道営住宅駐車場使用料	13,500	建 設 部
河川に係る堤塘使用料	37,689	建 設 部
附属病院診療料	125,211	札幌医科大学
高等学校授業料	27,837	教 育 庁

(2) 収入事務の取扱いが適切でないもの

《指導事項》

ア 委託電話収入に係る収納事務を、会計員に発令されていない非常勤職員に行わせているものがあった。

イ 現金を領収したときは、領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込むこととされているが、その払込みが遅延しているものがあった。

ウ 納税者に還付する過誤納金については、当該納税者に納付・納入を要する税金等がある場合、その過誤納金を税金等に充当することとされているが、これを行わずに還付しているものがあった。

エ 納税者から郵送された現金等の収納については、文書管理規程や道税収納管理事務処理要領等に基づき取り扱うこととされているが、郵送現金等整理簿への記載漏れや、過誤納金の還付手続に適切を欠くものがあった。

オ 生産された農産物を売り払う場合の予定価格は、農産物と包装容器を区別して積算することとされているが、包装容器の経費を計上していないため、予定価格が過少となっているものがあった。

カ 北海道競馬の勝馬投票券の発売額と現金収入額との間に、過不足を生じているものがあった。

キ 高等学校中途退学者の授業料を、誤って減額しているものがあった。

ク 全日制高等学校の入学料は一人当たり5,550円と定められているが、誤って入学者全員から5,650円を徴収しているものがあった。

ケ 違法駐車車両移動等負担金の納付命令書に、納付期限を記載していないものや誤った納付期限を記載しているものがあった。

コ 収入証紙が過ちよう付となっている場合は、当該過ちよう付相当額を速やかに還付しなければならないが、還付事務が著しく遅延しているものがあった。

(3) その他

《検討事項》

道税については、郵便局における郵便振替（口座からの自動払込）が利用できない取扱いとなっているが、国税や市町村税では利用できることや近くに銀行等がない納税者も多いことから、納税者の利便性や税収の確保のため、郵便振替の実施について検討する必要がある。

3 支出に係る事項

3 - 1 諸手当

(1) 扶養手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

扶養手当の支給において、妻や子供の就職により被扶養者の取消認定をしたが、電

算入力の誤りにより、過払いとなっているものや過大に返納されているものがあつた。

(2) 住居手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

住居手当の支給において、支給終了となる転居の日を誤って電算入力したことにより、過払いとなっているものがあつた。

(3) 通勤手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

ア 自動車使用者の通勤手当の算定基礎となる通勤距離は、一般的に利用される最短の経路によることとされているが、十分な確認をせずに職員の届出により認定したため、過払いとなっているものがあつた。

イ 通勤手当は、出張、休暇等により月の初日から末日まで一日も通勤しない場合には、その月の手当は支給できないこととされているが、手当を支給したため、過払いとなっているものがあつた。

ウ 支給終了となる日の電算入力を誤ったため、通勤手当が過払いとなっているものがあつた。

(4) 単身赴任手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

単身赴任手当は、4月1日付けで人事発令が行われた場合、その日を事実発生の日とすることとされているが、住居を移転した4月2日を事実発生日としたため、支給額が過少となっているものがあつた。

(5) 特殊勤務手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

ア 有毒薬物取扱手当の支給対象となる業務に従事しているが、手当を支給していないものがあつた。

イ 週休日等に部活動指導業務や引率指導業務を行った場合等に支給する教員特殊業務手当について、支給対象とならない日に行った指導業務に手当を支給しているものや、支給対象となる指導業務に従事したが手当を支給していないものがあつた。

(6) 時間外勤務手当の支給を誤っているもの

《指導事項》

ア 週休日に勤務を命じ、その週休日の振替を別の週に行った場合には、週休日の勤務に対し時間外勤務手当を支給しなければならないが、15名分、8万8,304円を支給していなかったほか、週休日の振替を行った時間を超えて勤務を命じた時間に対する時間外勤務手当について、100分の125の支給割合で支給すべきところを100分の135の支給割合で支給したため、1名分、687円が過払いとなっていた。

(函館道有林管理センター)

イ 時間外勤務手当の支給において、誤った支給割合で支給したため、20名分、5万782円が過払いとなっていた。

(水産林務部)

《指導事項》

ア 週休日の振替を別の週に行った場合の時間外勤務手当を支給していないものや、週休日の振替を行った時間を超えて勤務を命じた時間に対する時間外勤務手当の支給割合を誤ったため過払いとなっているものがあつた。

イ 同一週内で週休日の振替を行った場合は、時間外勤務手当の支給を要しないが、支給したため過払いとなっているものがあつた。

《検討事項》

守衛に恒常的な時間外勤務を命じているが、守衛の勤務時間と警備業務委託との調整を図り、効率的な庁舎管理体制となるよう検討する必要がある。

3 - 2 賃 金

《指導事項》

第2種臨時職員である技能労務職員（研究補助員）を任用したが、任用決定の際の職務内容と異なる一般事務職員の職務を行わせていた。

(根釧農業試験場)

《指導事項》

ア 臨時職員の有給休暇の日数は、勤務期間に応じて定められているが、その日数を超えて有給休暇を与えたため、賃金が過払いとなっているものがあつた。

イ 臨時職員の賃金の支給において、欠勤した日や欠勤した時間について賃金を支給したため、過払いとなっているものがあつた。

ウ 臨時職員の通勤手当の支給において、バスカードの割引率を計算しなかったことや、認定額と異なる額で支給していたため、過払いとなっているものがあつた。

3 - 3 旅 費

(1) 支給等を誤っているもの

《指導事項》

ア 赴任旅費の支給において、赴任の際に扶養親族も同時に移転しているが、扶養親族を移転しない場合の移動料を支給したため、支給額が1名分、6万6,000円過少となっていた。

(留辺蘂高等学校)

イ 航空機を利用して旅行した場合には、旅費請求書に航空機の搭乗券の半券又は搭乗証明書を添付することとされており、やむを得ず添付できない場合には用務先の対応証明や宿泊証明等を旅行者に提出させ、航空機を利用した事実を旅行命令権者が確認することとされているが、搭乗券の半券又は搭乗証明書が添付されていないにもかかわらず、航空機を利用した事実の確認を行っていない。

(保健福祉部、網走土木現業所)

《指導事項》

ア 赴任旅費の支給において、扶養親族移転料の年齢別適用区分を誤ったため、過払いとなっているものがあった。 イ 赴任旅費の支給において、扶養親族を2人以上有する5級以下の職務にある職員の移転料は、8級以下6級以上の職務にある者の額を適用することとされているが、適用区分を誤ったため支給額が過少となっているものがあった。 ウ 旅費の宿泊料は、宿泊地（用務地）の地域区分に応じて支給することとされているが、用務地が乙地方であるにもかかわらず甲地方の宿泊料を支給したため、過払いとなっているものや、甲地方であるにもかかわらず乙地方の宿泊料を支給したため、支給額が過少となっているものがあった。 エ 旅費の支給において、鉄道の割引切符を利用できる区間及び期間にあつては、当該割引切符の運賃で計算することとされているが、通常の運賃及び特急料金により支給したため、過払いとなっているものがあった。 オ 南小樽から函館までの旅行において、Ｒきつぷ（札幌市内～函館）を利用しているが、その料金に「南小樽駅～ほしみ駅」間の運賃を加算して支給すべきところを、「南小樽駅～札幌駅」間の運賃を加算したため、過払いとなっているものがあった。空港まで公用車を使用しているが、空港までのバス代を支給したため、過払いとなっているものがあった。 キ 用務の都合により旅行期間が1日延長されたが、旅行命令の変更を行わなかったため、旅費の支給額が過少となっているものがあった。 ク 研修のための旅行において、日額旅費で支給する期間を普通旅費で支給したため、過払いとなっているものや、普通旅費で支給する期間を日額旅費で支給したため、支給額が過少となっているものがあった。 ケ 旅行を命ぜられた職員が、事前に承認を得て用務終了後に自己啓発活動を行うために用務地に滞在したが、私事滞在日に日当を支給したため、過払いとなっているものがあった。 コ 自家用車を公用に使用したが、その手続を行わず、公共交通機関利用による旅費を支給したため、旅費の支給が過払いとなっているものや過少となっているものがあった。 サ 航空機利用の旅行において、旅費請求書に添付すべき搭乗半券又は搭乗証明書が提出されないため、旅行命令権者が航空機を利用した事実の確認を行っているが、その確認を適切に行っていないものがあった。 (2) 経済性を欠いているもの 《指導事項》 ア 道外への旅行命令において、利用する航空機等の交通機関について、経済的な利用経路等を事前に確認することにより、節約が可能なものがあった。	イ 道内の旅行命令において、当日出発の旅行命令でも会議開始時刻に間に合うにもかかわらず、前日からの旅行命令としたため、不経済な支出となっているものがあった。 ウ 道外への旅行命令において、用務最終日の日程が短縮されたことに伴う旅行命令の変更を行うことにより、旅費の節約が可能なものがあった。 エ 会議の開催に当たり、開催場所を庁舎会議室とすることなどにより、旅費の節約が可能なものがあった。 オ 研修参加に係る旅費の支給において、宿泊を指定された施設における宿泊料金と食事代（夕食及び朝食代）の合計額が、支給される宿泊料の額を明らかに下回っており、旅費の減額調整の協議を行うことにより、旅費の節約が可能なものがあった。 3 - 4 需用費 《指摘事項》 不用火等の殺処分使用する薬品を、支出負担行為の決定を行わずに頒品させていた。 《指導事項》 ア 資金前渡員が置かれた地方部局における契約は、前渡を受けた資金又はあらかじめ通知された前渡資金交付決定額の範囲内で行うことができることとされているが、前渡資金交付決定額の範囲を超えて少額工事の契約を締結しているものがあった。 イ 借上車の冬用タイヤ等の更新に当たり、購入費用の負担について契約の相手方と協議すべきところを、協議を行わずに道費で購入しているものがあった。 ウ 賃貸借しているパヴィコンが故障した場合、契約でリース会社において修理を行うこととなっているが、道費で修理しているものがあった。 3 - 5 使用料及び賃借料 《指導事項》 ア 自動車の借上げにおいて、公用車の使用が可能であったが、その使用予定を十分把握せずにレンタカーを借り上げたため、不経済な支出となっているものがあった。 イ 1日1台当たりの単価により借上料を支払うこととなっている乗用自動車の借上げ契約において、使用しない場合は契約の相手方へ連絡することとなっているが、その連絡を怠ったため、不経済な支出となっているものがあった。 ウ 契約で支払時期を定めなかった場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、請求書の提出のあった日から15日以内に支払いを行わなければならないこととされているが、複写機の借上料の支払いで遅延しているものがあった。 《検討事項》 ア 公共交通機関による通勤手段のない勤務箇所への職員の通勤用として、年間を通じてタクシーチケットを使用しているが、経済的な方法について検討する必要がある。
--	---

る。

イ 土地改良財産を譲与した後に、当該土地改良財産の調査、修復等を道費で実施している事例があるが、その取扱いについて検討する必要がある。

3 - 6 負担金、補助及び交付金

《指導事項》

ア 補助金の交付指令において、当該事業の実施要領に定められた、財産処分等の制限に係る条件を付していないものがあった。

イ 補助金の額の確定において、実績報告書の審査や現地調査を十分に行わないで額の確定を行っているものがあった。

ウ 交付金の支出において、口座振替私の申出のあった口座が、債権者とは別の口座名義であるにもかかわらず、当該口座あてに支出しているものがあった。

3 - 7 その他の支出

《指導事項》

審議会委員に対する報酬の支払において、事務処理が遅延し、5名分、8万4,000円が1年以上未払いとなっていた。（保健福祉部）

《指導事項》

ア 債務負担行為の設定されている庁舎警備及び庁舎清掃業務委託契約において、予定価格が、あらかじめ通知された債務負担行為限度額を上回っているものがあった。

イ 住民を対象とした観光メニュー体験事業において、参加者に旅費や報償費を支出しているが、当該参加者の宿泊や体験等に要する実費を上回っており、経費の経済的、効率的な執行を要するものがあった。

《検討事項》

ア 児童相談所カウンセリング強化事業に係る非常勤特別職職員の嘱託医に対し、月額報酬を支給しているが、勤務実績が記録されていないものもあり、その確認方法について検討する必要がある。

イ 研修の受講に当たり、受講者の負担となっている受講上必要な経費について、その負担のあり方を検討する必要がある。

4 契約に係る事項

4 - 1 工事契約

《指導事項》

農村交流センター工事に係る入札参加者指名選考委員会の指名選考において、管工事の資格者名簿に記載された業者を選考すべきところを、農業土木の資格者名簿に記載された業者を選考していた。（釧路支庁）

《指導事項》

ア 工事等の発注見通しの公表において、事前に支出負担行為担当者の判断を得てい

ないものがあった。

イ 簡易公募型指名競争入札において、当初の公募後に企業体の地域要件の拡大を行ったが、これに係る公告に当たり入札参加申請書の提出期限を変更しなかったため、企業体間に不均衡を生じているものがあった。

ウ 公募型指名競争入札の参加要件審査に当たり、特定建設共同企業体については、事前に特定建設共同企業体としての資格審査を要することとされているが、この資格の決定前に入札参加要件審査を行っているものがあった。

エ 経常建設共同企業体の簡易公募型指名競争入札への参加に当たっては、経常建設共同企業体としての資格審査を経た後、簡易公募型指名競争入札参加の要件審査を要することとされているが、経常建設共同企業体としての資格の決定がされていない者を、入札参加者として指名しているものがあった。

オ 指名競争入札の参加者の選考に当たっては、「指名競争入札参加者指名基準」に基づき、受注意欲、履行経験、営業地域等の個別事由を取捨選択して行うこととされているが、選定した個別事由の内容が明らかになっていないものがあった。

カ 指名競争入札等参加者の指名選考の過程及び選考理由等については、入札参加者指名選考過程等一覧表などにより公表することとされているが、選考の過程としての基準を記載していないものや、選定理由が「地域性」であるにもかかわらず「工事適性」としているものなど、公表が適切でないものがあった。

キ 工事完成検査調書については、事務執行課長等に報告を要することとされているが、当該報告を行わない取扱いとしているものがあった。

4 - 2 委託契約

《指導事項》

ア 自家用電気工作物保守点検業務の委託については、電気事業法施行規則により一定の資格要件を満たしている法人等と契約する必要があるにもかかわらず、特段の理由もなくボーイラー設備保守点検業務と合わせた委託業務としたため、資格要件を満たしていない者と契約を行っていた。（自治政策研修センター）

イ 委託料の積算において、受託者が個人であるにもかかわらず、社会保険料の事業主負担分等を計上したため、1件、27万6,000円が過大となっていた。（北見農業試験場）

《指導事項》

ア 指名競争入札参加者の指名については、原則7人以上とすることとされているが、7人以上の指名が可能であったにもかかわらず、5人しかいないものとして指名競争入札を行っているものがあった。

イ フロボーサル方式による業務委託契約に当たり、入札参加者指名選考委員会においてフロボーサル方式によることの適否や、提案を求める者の履行能力などについ

て審議を要することとされているが、この審議を経ないものがあった。

ウ 本来競争入札に付すべきものを一者随意契約により行う場合は、入札参加者指名選考委員会において、その理由や適否等の審議を要することとされているが、この審議を経ないものがあった。

エ 業務委託において、「緊急の必要により競争入札ができないとき」として、一者による随意契約を締結しているが、指名選考調書の作成や業務執行に係る決定を行っているものがあった。

オ 予定価格の積算において、必要のない経費を含めたことや、旅費に係る消費税相当額の計算方法を誤ったため、予定価格が過大となっているものがあった。

カ 予定価格の積算において、対象業務に建築物環境衛生管理業務が含まれているが、当該経費を積算していないため、予定価格が過少となっているものがあった。

キ 予定価格調書の作成において、積算された金額を変更する特段の理由がないにもかかわらず、これと異なる額を予定価格としているものがあった。

ク 工事記録映画の作成業務を一者随意契約により委託しているが、予定価格の積算に当たり、複数の業者から徴した見積書により行うべきところを、契約の相手方の見積書のみで積算しているものがあった。

ケ 契約の締結は、落札決定後7日以内に行うこととされているが、委託業務の契約において、この期間を過ぎて締結しているものや、契約締結年月日をそ及しているものがあった。

コ 業務委託契約においては、業務の具体的処理内容を定めた委託業務処理要領を作成することとされているが、この要領を作成していないものがあった。

ク 業務委託において、受託者との協議を適切に行わなかったため、業務処理要領に定めた内容で履行されていないものや、受託者の履行内容を確認していないものがあった。

《検討事項》

ア 公共下水道の根幹的施設の設計及び建設工事を日本下水道事業団に委託しているが、この委託契約は、地方自治法及び財務規則に基づいて処理しなければならない私法上の契約であり、契約手続等について検討する必要がある。

イ 庁舎警備業務等の予定価格の積算において、特段の理由もなく各庁舎間で管理費率に格差があり、積算の方法について検討する必要がある。

ウ 機構改正により廃止となる庁舎について、残務整理等のために、廃止後も警備や暖房に係る業務委託を行っているが、委託を必要とする業務の内容や期間等について検討する必要がある。

エ ボイラー等管理業務において、一定期間ボイラーの稼働実績がないにもかかわらず、1年間を通した委託契約を行っており、また、ボイラー技師の資格を必要とし

ないボイラーについて委託を行っているが、適切な委託期間の設定や委託の必要性について検討する必要がある。

オ 監督員詰所の管理業務委託において、予定価格の積算内容が業務実態と異なっているものや、委託業務の履行確認のための業務日誌等の提出を求めているものがあり、予定価格の積算方法や委託業務の確認方法について検討する必要がある。

4 - 3 その他の契約

《指摘事項》

公用車の賃貸借契約において、12か月点検をリース会社が行うこととし、その経費を借上料に含めて契約しているが、点検が行われなかったため、結果として28万9,803円が不経済な支出となっていた。(後志支庁)

《指導事項》

ア フラクシミリやパーソナルコンピュータの賃貸借契約において、次年度以降も同一条件で期間を延長して契約を継続する定めのあるものについては、総期間に係る借上予定額が80万円を超える場合、入札参加者指名選考委員会の審議を要することとされているが、審議を経ないで業者を選考しているものがあった。

イ タクシーの借上契約において、契約書に明示されていないタクシーチャケットの使用に伴う乗車料金後払手数料を、月ごとの請求書に基づき支払っているものがあった。

ウ 物品の購入契約において、予定価格が30万円以上の場合には、見積書を徴取することとされているが、見積書を徴取しないで契約しているものや、一括して契約することが可能なものを数回に分割して契約しているものがあった。

エ 物品購入等の単価契約において、積算金額の端数処理を誤って予定価格としているものや、予定価格を超えた単価で契約を締結しているものがあった。

5 財産に係る事項

5 - 1 公有財産

《指摘事項》

苫小牧東部大規模工業基地の関連住宅団地用地として先行取得した早来地区・鶴川地区の道有地が、未利用のまま長期保有地となっており、有効活用が図られていない。(経済部)

《指導事項》

ア 行政財産の使用許可において、許可の手続が行われていないものや、使用料の加算料金の算定を誤っているものなどがあった。

イ 庁舎の工作物や道営住宅の建物において、公有財産台帳に登録していないものや、台帳の記載に不備のあるものがあった。

ウ 国からの財産購入に当たり、道が評価を行うために必要とする資料の作成を、所

定の手続を経ないで行っているものがあった。 エ 庁舎や公宅、道営住宅等の跡地のうち、利用見込みのない未利用地については、処分や有効活用の促進を図ることとされているが、処分等が進んでいないものがあった。 5 - 2 物 品 《指導事項》 公印の作成において、仕様を誤って発注したため、再作成を余儀なくされたことから、1 件、6 万9,090 円が不経済な支出となっていた。（水産林務部） 《指導事項》 ア 供用する備品については、物品供用員が備品供用管理票に記録し管理することとされているが、備品供用管理票を備え付けていないものがあった。 イ 毒劇物の管理において、取扱責任者の設置や受私簿の記載に不備のあるものがあった。 ウ 郵便切手等の管理において、翌年度への繰越数量は、物品購入等事務取扱要領により通常年間使用量の6分の1の範囲内とされているが、大量に繰り越しているものがあった。 エ 収入印紙等の購入は、使用時期に応じ適時に購入することとされているが、翌年度の訴訟事務に使用する収入印紙及び郵便切手を大量に購入しているものがあった。 《検討事項》 業務用図書の購入に当たっては、業務との関連等を考慮の上、適正な部数とするよう検討する必要がある。 5 - 3 債 権 《指導事項》 債権管理簿には、管理上必要な事項として、債権金額のほか、弁済、不納欠損、減免等の記録をすることとされているが、修学資金等貸付金において、返還や減免等の記録のないものがあった。 6 工 事（技術）に係る事項 6 - 1 設 計 (1) 設計条件の検討が十分でないもの 《指導事項》 ア 急傾斜地崩壊防止工事において、掘削した土砂の運搬捨てに当たり、ダンプトラックへの積み込みを人力で行うこととしているが、現場には小型重機の搬入が可能であり、工費の安い機械による積み込みとすべきものがあった。 イ 砂防事業の調査設計委託において、床固めに係る現況調査を行っているが、平成9 年度から10 年度に築造された床固めの「出来形図」の活用が可能であり、調査が	不要なものがあった。 (2) 設計基準どおりの設計をしていないもの 《指導事項》 用水路工事において、大型トラフ設置のための掘削に当たり、用排水路設計指針に基づき掘削法面の勾配をつけなくて設計しているものがあった。 (3) 施工条件を明示していないもの 《指導事項》 砂防工事において、雨量計の設置等土石流に対する安全対策を、特記仕様書に明示していないものがあった。 (4) 設計変更をしていないもの 《指導事項》 交通安全施設工事において、軟弱地盤の沈下量の測定に当たり、実際の測定回数が当初設計の回数より減少したが、設計変更を行っていないものがあった。 (5) その他 《検討事項》 ア 中山間地域総合整備事業における集乳農道について、農道設計指針等で道路構造が定められていないので、その基準について検討する必要がある。 イ 河川標識について、現在用いられている亜鉛メッキ鋼板に塗装を施したものの中には、錆の発生により文字が判読しにくいものがあり、仕様について検討する必要がある。 6 - 2 積 算 (1) 積算が過大となっているもの 《指導事項》 ア 歩掛りの適用が適切でないもの (ア) 道路工事において、バックホウの作業に土砂を10メートルまで移動する経費が含まれているが、ブルドーザによる押土の経費を重複して積算しているものがあった。 (イ) 圃場整備工事において、旧水路の埋立てに当たり、埋戻しの歩掛りを適用すべきところを、工費の高い道路盛土の歩掛りを適用しているものがあった。 (ウ) 治山工事において、コンクリートの打設歩掛りの適用区分を誤り、工費の高い歩掛りを適用しているものがあった。 (エ) 農道工事等において、コンクリートの取壊しに当たり、機械作業の歩掛りを適用すべきところを、工費の高い人力作業の歩掛りを適用しているものがあった。 イ 単価の算定が適切でないもの (ア) 道路工事において、土砂の掘削・運搬・盛土の単価は、土量の変化率を用いて
---	--

算定することとされているが、変化率の適用区分を誤ったため、高い単価となっているものがあった。 (イ) 草地整備工事において、起伏修正をするための表土運搬の単価は、運搬距離により算定することとされているが、距離の算定を誤ったため、高い単価となっているものがあった。 (ロ) 急傾斜地崩壊防止工事において、掘削土砂の運搬捨土の単価は、土質により算定することとされているが、土砂とすべきところを軟岩としたため、高い単価となっているものがあった。 (ハ) 海岸保全工事において、消波工のための既設コンクリートブロック取外しの単価は、運搬する台船の積載数量により算定することとされているが、台船への積載数量を誤り、高い単価となっているものがあった。 (ニ) 用水管路工事において、見積りにより資材単価を設定する場合は、過去の取引事例から算定した査定率で補正することとされているが、補正をしていないため高い単価となっているものがあった。 ウ 数量の算定が適切でないもの 農業の用・排水路の調査設計委託において、打合せ回数を着手及び最終時の2回とすべきところを、3回としているものがあった。 (2) 積算が過少となっているもの 《指導事項》 ア 歩掛りの適用が適切でないもの (ア) 施設整備工事において、根掘り、埋戻し等を使用するバックホウの機種の選定に当たり、バケット容量を大きな機種としたため、積算が過少となっているものがあった。 (イ) 砂防環境整備工事において、既設のコンクリート構造物を取り壊し、竜マツトの中詰め用材料として使用することとしているが、破砕する大きさを誤ったため、積算が過少となっているものがあった。 (ロ) 道路工事において、コンクリートの打設歩掛りの適用区分を誤り、工費の安い歩掛りを適用しているものがあった。 (ハ) 道路工事において、土砂の運搬に係る歩掛りの適用区分を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。 イ 単価の算定・適用が適切でないもの (ア) 外構工事において、ロードヒーティング布設単価の算定に当たり、計算を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。 (イ) 河川工事において、土砂の掘削・運搬・盛土の単価は、土量の変化率を用いて算定することとされているが、変化率の適用区分を誤ったため、安い単価となっ	ているものがあった。 ウ 数量の算定が適切でないもの (ア) 施設工事において、土積計算を誤ったため、掘削土量が過少となっているものがあった。 (イ) 道路工事において、表土をすき取り後、切土・盛土をして道路を新設することとしているが、盛土に使用できないすき取り土量を控除しなかったため、盛土量が過少となっているものがあった。 (ロ) 海岸保全工事において、コンクリートブロックを製作するヤードを2か所設けているが、近いヤードからの距離で運搬費用を算定したため、積算が過少となっているものがあった。 (ハ) 河川工事において、湾曲部に堤防を築造しているが、曲率半径による補正を行わなかったため、積算が過少となっているものがあった。 エ 必要な経費を積算していないもの (ア) 河川工事において、新河道を掘削し、河道を切り替えた後、旧河道を埋め戻し堤防を築造することとしているが、掘削土を一旦仮置きする経費を積算していないものがあった。 (イ) 遊歩道整備工事において、コルク入り舗装の基層に使用する密粒度アスファルトコンクリートの経費を積算していないものがあった。 (ロ) 道路工事等において、資材の付属品や割増経費等を積算していないものがあった。 (ハ) 砂防ダム工事等において、資材の現場内運搬経費やクレーンによる荷揚げ作業の経費を積算していないものがあった。 (ニ) 道路工事において、既設道路に設置されているガードレールを撤去し、再使用するため仮置場へ運搬することとしているが、撤去・運搬経費を積算していないものがあった。 (ロ) 用水路工事等において、コンクリート構造物を取り壊し、産業廃棄物として処理することとしているが、取壊し経費を積算していないものがあった。 (イ) 庁舎改築工事において、残土を廃棄物として処理することとしているが、廃棄物処理場における処理経費を積算していないものがあった。 (3) 仮設費の積算が適切でないもの 《指導事項》 ア 河川工事等において、仮設道路への鉄板の敷設に当たり、一部転用可能なものがあるにもかかわらず、全延長に係る敷鉄板経費を積算しているものがあった。 イ 用水路工事において、既設用水路の布設替えに当たり、作業に使用する農道に補強用鉄板を敷設することとしているが、敷設面積を誤ったため、積算が過少となっ
--	--

ているものがあった。

ウ 交通安全施設工事において、捨土のために仮設道路を設置することとしているが、その経費を積算していないものがあった。

エ 河川工事において、対岸で実施する護岸工に当たり、必要な仮橋の経費を積算していないものがあった。

オ 庁舎改築工事において、鉄骨組立作業に必要な足場や墜落防止安全ネットの経費を積算していないものがあった。

カ 海岸侵食対策工事において、仮締切に使用する大型土のうの転用は1回とされているが、7回の転用としたため、積算が過少となっているものがあった。

キ 道路工事等において、重建設機械等の分解組立運搬費を積算していないものがあった。

(4) 諸経費の積算が適切なもの

《指導事項》

ア 庁舎新築工事等において、建築、電気設備、機械設備工事を合併工事として施工しているが、諸経費の積算を建築単独工事としたため、積算が過少となっているものがあった。

イ 旧庁舎の不用工作物解体工事等において、現場管理費及び一般管理費等の諸経費の率を誤って適用したことや、諸経費の対象とならない経費を対象としたため、積算が過大となっているものがあった。

ウ 庁舎新築工事において、一般管理費を減額調整しているものがあった。

エ 交流施設基盤整備工事等において、施工地域・工事場所の区分に応じた共通仮設費及び現場管理費の補正に当たり、地方部の補正値を適用すべきところを市街地の補正値を適用したため、積算が過大となっているものや、山間僻地における補正を行わなかったため、積算が過少となっているものがあった。

イ 急傾斜地崩壊防止工事において、工事場所の50メートル以内に人家がある場合には、共通仮設費及び現場管理費の補正を行うこととされているが、この補正を行わなかったため、積算が過少となっているものがあった。

カ 道路工事等において、11月1日以降の期間に適用すべき現場管理費率の冬期補正を行っていないものや、誤っているものがあった。

《検討事項》

森林整備工事において、工期が11月30日までとなっており、11月1日以降の期間について現場管理費率の冬期補正を行っているが、工事の完成を10月31日までとして指定した部分は、補正の対象から除外することについて検討する必要がある。

6 - 3 施 工

《指導事項》

治山工事において、斜面の土砂や岩石の切り崩しに当たり、土砂等を防護柵の設置された中腹に仮置きした後、搬出することとしているが、斜面下の人家に対する安全性から見て、適切な土砂の搬出等を行っていないものがあった。

6 - 4 その他

《指導事項》

ア 道路工事等において、工期の設定が、工事規模等に応じて定められている標準工期と異なっているものがあった。

イ 海岸保全工事において、製作した離岸堤ブロックを指示する日まで請負人が保管することとしているが、設計図書や契約書に、その保管について記載していないものがあった。

ウ 漁港工事において、工事引渡し前に工事目的物を使用しているが、書面による請負人の承諾を得ていないものがあった。

エ 河川工事において、監督員を2名指名しているが、監督員の分担する事項を指示していないものがあった。

7 経営管理に係る事項

《指摘事項》

北海道競馬の経営は、勝馬投票券収入の減少などにより一段と厳しい状況になっている。(農政部、競馬事務所)

8 その他の事項

8 - 1 公用車の交通事故等

《指摘事項》

ア 公用車による交通事故が発生し、多額の賠償金及び修繕費用の支出等があった。

(旭川土木現業所、帯広土木現業所、渡島支庁、胆振支庁、釧路支庁、更別農業高等学校、警察本部)

イ 公用車を私的に使用し、酒気帯び運転により交通事故を起こしていた。(根室支庁)

ウ 船舶による衝突事故が発生し、賠償金及び修繕費用として1,147万9,985円の支出があった。(稚内水産試験場)

《指導事項》

公用車による交通事故が発生しているが、特段の理由もなく示談事務を進めていないものがあった。

8 - 2 火災、盗難、亡失等

《指摘事項》

ア 医療事故が発生し、賠償金として453万8,082円の支出があった。

(札幌医科大学)

- イ 体育授業中に負傷事故が発生し、賠償金として1億265万3,294円の支出があった。
(教育庁)
 - ウ 学校で体罰事故が発生し、賠償金として109万7,147円の支出があった。
(教育庁)
 - エ 借上物件の損壊事故が発生し、修繕費用として140万7,000円の支出があった。
(環境生活部)
- 《指導事項》
- ア 物品供用員印を紛失しているものがあった。
 - イ 施設の管理瑕疵による事故等の発生により、賠償金を支出しているものがあった。
 - 8 - 3 その他
- 《指導事項》
- ア 旅行を命ぜられた職員が、用務終了後に自己啓発活動のために用務地等に滞在する場合は、事前に承認を得ることとされており、旅行命令簿や復命書の整理の方法が定められているが、旅行出発後に承認し、旅行命令簿等が整理されていないものがあった。
 - イ 職員の自家用車を公務のために使用することは、やむを得ない場合に限り、事前に承認を得ることにより認められているが、事前の承認を得ないで自家用車で出張しているものがあった。
 - ウ 公用車の運行管理において、運行管理簿の記載から見て指導を要する内容であるが、適切な指導等を行っていないものがあった。
 - エ 決定書を作成しないで文書を施行しているものや、公印の使用記録簿を備え付けていないものがあった。

警察委員会告示

北海道公安委員会告示第79号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年9月6日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県伊勢崎市連取町1349番地 株式会社ヤーマ
----------------------	-----------------------------

代表者の氏名		代表取締役 富澤 政敏
製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市連取町1349番地
型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式の概要	型式名	ロツククライマー
	製造業者名	株式会社ヤーマ
型式試験番号		14059800
検定年月日		平成14年9月6日
検定番号		第14059800号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー
代表者の氏名		代表取締役 實田 久治
製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
型式の概要	型式名	C RフイーパーカゾノガールR X
	製造業者名	株式会社タイドー
型式試験番号		20046800
検定年月日		平成14年9月6日
検定番号		第20046800号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都千代田区東神田二丁目5番12号 株式会社アリストクラートテクノロジーズ
代表者の氏名		代表取締役 加茂 隆曹
製造又は検査を行う事業所の所在地		埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1 埼玉県上尾市大字小敷谷字天久保600
型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型式の概要	型式名	キヨジンノホシ
	製造業者名	株式会社アリストクラートテクノロジーズ
型式試験番号		24040500
検定年月日		平成14年9月6日

4	検 定 番 号	第24040500号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区鳴付町一丁目22番地 株式会社大一商会
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 市原 高明
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRピンクレディーWE
	製造業者名	株式会社大一商会
	型式試験番号	20047400
5	検 定 年 月 日	平成14年9月6日
	検 定 番 号	第20047400号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京栄産業株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 榎本 宏
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中天白区中砂町278番地
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRジュラシックパークZ1
	製造業者名	京栄産業株式会社
6	型式試験番号	20044500
	検 定 年 月 日	平成14年9月6日
	検 定 番 号	第20044500号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京栄産業株式会社
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 榎本 宏
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中天白区中砂町278番地
	型式の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型 式 名	CRジュラシックパークZ1

概要	製造業者名	京栄産業株式会社
	型式試験番号	20047500
検定年月日	平成14年9月6日	
検定番号	第20047500号	
検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京栄産業株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中天白区中砂町278番地	
型式の種類	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRジュラシックパークX 1
	製造業者名	京栄産業株式会社
概要	型式試験番号	20045200
検定年月日	平成14年9月6日	
検定番号	第20045200号	
検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8 株式会社平和	
代表者の氏名	代表取締役 中島 潤	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市広沢町2丁目3014番地の8	
型式の種類	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CR・ラッキータワーX
	製造業者名	株式会社平和
概要	型式試験番号	20046400
検定年月日	平成14年9月6日	
検定番号	第20046400号	
検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区南船場二丁目9番14号 高砂電器産業株式会社	
代表者の氏名	代表取締役 石井 治夫	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県度会郡玉城町蚊野字松原2066番32 三重県志摩郡浜島町大字塩屋字広見603番1	

9	型式の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ヒツシヨウキンカクジモノガタリ
	製造業者名	高砂電器産業株式会社
	型式試験番号	24041100
検 定 年 月 日		平成14年9月6日
検 定 番 号		第24041100号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット
	代表者の氏名	代表取締役 国本 幸司
	製造又は検査を行う事業所の所在地	大阪府八尾市沼2丁目4番1号
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
10	型式名	アルファZ-30
	製造業者名	株式会社ネット
	型式試験番号	24006900
	検 定 年 月 日	平成14年9月6日
	検 定 番 号	第24006900号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
11	型式名	セブソナイランド-30
	製造業者名	山佐株式会社
	型式試験番号	24038000
	検 定 年 月 日	平成14年9月6日
	検 定 番 号	第24038000号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	岡山県新見市高尾362番地の1 山佐株式会社

12	代表者の氏名	代表取締役 佐野 慎一
	製造又は検査を行う事業所の所在地	岡山県浅口郡里庄町里見2800番地
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ザクザクセンリョウバコR
製造業者名		山佐株式会社
型式試験番号		24042700
検 定 年 月 日		平成14年9月6日
検 定 番 号		第24042700号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア
	代表者の氏名	代表取締役 井置 定男
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町七丁目201番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
13	型式名	CR踊れ大昔長G
	製造業者名	株式会社ソフイア
	型式試験番号	20049200
	検 定 年 月 日	平成14年9月6日
	検 定 番 号	第20049200号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 メルホン工業株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
14	型式名	CRクウスタリア1000の神話
	製造業者名	メルホン工業株式会社
	型式試験番号	20047900
	検 定 年 月 日	平成14年9月6日
	検 定 番 号	第20047900号

検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
代表者の氏名		代表取締役 金沢 要求
製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中種区今池二丁目1番27号
15	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲ麻雀パライダイスＬ7
	製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	20044000
	検定年月日	平成14年9月6日
検定番号		第20044000号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中種区今池三丁目9番21号 株式会社三洋物産
代表者の氏名		代表取締役 金沢 要求
製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中種区今池二丁目1番27号
16	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲ麻雀パライダイスＭ6
	製造業者名	株式会社三洋物産
	型式試験番号	20039500
	検定年月日	平成14年9月6日
検定番号		第20039500号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー
代表者の氏名		代表取締役 實田 久治
製造又は検査を行 う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
17	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲフイーパー戦国ＦＸ
	製造業者名	株式会社タイドー

型式試験番号		20046900
検定年月日		平成14年9月6日
検定番号		第20046900号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中西区見奇町125番地 タイヨーエリック株式会社
代表者の氏名		代表取締役 佐藤英理子
製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中西区見奇町125番地
18	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲそれ打て雀士東場
	製造業者名	タイヨーエリック株式会社
	型式試験番号	20045400
	検定年月日	平成14年9月6日
検定番号		第20045400号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社藤商事
代表者の氏名		代表取締役 松元 邦夫
製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
19	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分 型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ ＣＲフツちざりライオーフ1
	製造業者名	株式会社藤商事
	型式試験番号	20044100
	検定年月日	平成14年9月6日
検定番号		第20044100号
検定の有効期間		公示の日（平成14年9月6日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区鴨付町一丁目22番地 株式会社大一商会
代表者の氏名		代表取締役 市原 高明
製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県西春日井郡西春日町大字沖村字西ノ川1番地
型	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機

20	型式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRピンクレディーW	
	製造業者名	株式会社大一商会	
	概要	型式試験番号 20048900	
	検定年月日	平成14年9月6日	
	検定番号	第20048900号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 里見 治	
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8 埼玉県狭山市大字中新田字芝101番地1	
21	型式	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	CR玉緒でドツカン！！Z	
	製造業者名	サミー株式会社	
	概要	型式試験番号 20048000	
	検定年月日	平成14年9月6日	
	検定番号	第20048000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地 エルホン工業株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 岸 勇夫	
22	型式	遊技機の種類	愛知県春日井市桃山町1丁目127番地
	遊技機の区分	ぱちんこ遊技機	
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	製造業者名	CRクリスタリア1000の魔法	
	概要	型式試験番号 20050700	
	検定年月日	平成14年9月6日	
	検定番号	第20050700号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー	
	代表者の氏名	代表取締役 寶田 久治	

23	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式	遊技機の種類
	遊技機の区分	ぱちんこ遊技機
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	製造業者名	CRフイーパー戦国JX
	概要	製造業者名 株式会社タイドー
	型式試験番号	20050300
	検定年月日	平成14年9月6日
	検定番号	第20050300号
	検定の有効期間	公示の日（平成14年9月6日）から3年間

刑 罰 条 第 四 十 二 条

北海道警察本部告示第155号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年9月6日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
ユーロコプター一式EC135P1型機体（ぎんれい2号）ヘリコプターテレビシステム搭載改修 一式
北海道警察本部告示第155号
- 落札を決定した日
平成14年7月22日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社ジャムコ
(2) 住 所 東京都三鷹市大沢6丁目11番25号
- 落札金額
37,642,500円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
平成14年北海道警察本部告示第107号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部告示第 156 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年 9 月 6 日

北海道警察本部長 上 原 美都男

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
背広服 1,481着
- 2 落札を決定した日
平成14年 8 月 1 日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 榎本商事株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南 2 条西10丁目 3 番地 1
- 4 落札金額
36,652,528円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道警察本部告示第111号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北 2 条西 7 丁目